

年金税制

退職年金等積立金の課税

東京大学助教授 増井 良啓

I 序 言

1 退職年金等積立金に対する法人税⁽¹⁾

(1) 制度趣旨

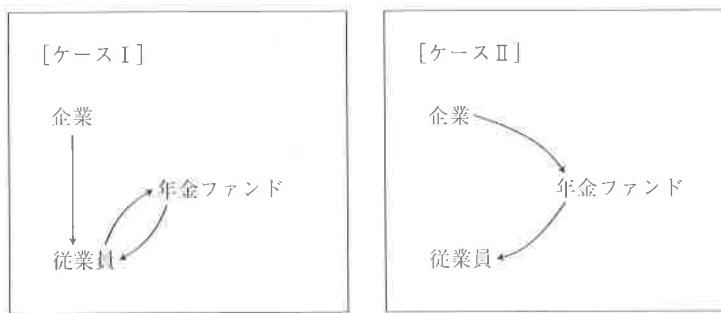
法人税法83条から91条は、「退職年金等積立金に対する法人税」(以下略称する場合には単に「特別法人税」ないし「特別税」という)に関する規定である。この特別法人税は、企業が従業員のために年金の掛金を納付する場合、所得税の課税の繰延べが行われることから、その繰延べに対する利息に相当するものであると説明されている⁽²⁾。次の具体例にそくして考えれば、この点は容易に理解できる。

註(1) 本稿は、1996年1月26日に日本税務研究センター「年金税制研究会」で報告した内容を基礎にしている。その後、同年10月21日に税務大学校の租税史研究会で、同年12月4日に日本銀行金融研究所の研究会で、それぞれ議論の機会を得た。節目節目に適切なご批判をいただいた方々に、心より感謝申し上げる。もちろん、本稿に残存する誤りは、筆者のみの責任に帰する。

(2) 金子宏『租税法(第6版)』287頁(1997)。同旨、田中二郎『租税法(第3版)』496頁(1990)、武田昌輔『新版立法趣旨法人税法の解釈』391頁(1988)、畠山武道『租税法(改訂版)』209頁(1985)。

(2) 所得税の課税繰延

話を単純にするために、租税として、包括的な個人所得税のみが存在するものと想定し、その税率を40パーセントの比例税率と仮定する。さらに、第1期末の資産は、第2期末に必ず2倍に増えるものとする。この想定のもとで、2つのケースを比較し、従業員に対する所得税の課税がどうなるかを見てみよう。



ケースⅠは、従業員が企業から給与として受け取った中から、年金ファンドに個人拠出して、年金給付を受ける場合である。

①第1期末に、企業は、従業員に対して、給与100を支払う。この給与100は、従業員の所得として直ちに課税される。税率が40パーセントであるから、所得税は40となり、税引き後の給与の額は60（=100-40）となる。従業員は、この手取り額60を、年金ファンドに拠出する。

②この拠出額60は、年金ファンドによって運用された結果、第2期末には2倍にふえ、120となる。従業員はこの120を年金給付として受け取る。この時点で、増加益60（=120-60）は、従業員の所得として課税される。この第2期の所得税は、24である（=60×40%）。したがって、従業員の税引き後の手取り額は、96となる（=120-24）。

③従業員の手取り額は、96である。所得税は、第1期末に40、第2期末に24、それぞれ課されている。この所得税額を、第2期末の現在価値に換算すると、104となる（=40×2+24）。

④キャッシュ・フローをまとめると、次のとおり。

[ケース I のキャッシュ・フロー表]

	第1期末	第2期末
従業員	0 (=100-40-60)	96 (=120-24)
所得税	40	24

ケース II は、第 1 期末に企業が年金ファンドに原資を拠出し、第 2 期末に従業員が年金ファンドから年金給付を受ける場合である。

①第 1 期末に、企業は年金ファンドに 100 を拠出する。この時点においては、従業員は、課税されない。

②年金ファンドは、拠出された 100 を運用して 2 倍に増やし、第 2 期末に 200 を従業員に給付する。この 200 は、そのまま従業員の所得として課税される。この第 2 期の所得税は、80 である ($=200 \times 40\%$)。したがって、従業員の税引き後の手取り額は、120 となる ($=200 - 80$)。

③従業員の手取り額は、120 である。所得税は、第 2 期末に 80 だけ課されている。

④キャッシュ・フローは、次のとおり。

[ケース II のキャッシュ・フロー表]

	第1期末	第2期末
従業員	0	120 (=200-80)
所得税	0	80

この 2 つのケースを比較すると、ケース II のほうが、第 1 期末に所得税が課税されていない分だけ、従業員に有利である。ケース I とケース II の間で差が生ずるのは、課税のタイミングがケース I においてケース II におけるよりも早いからである。このように、ケース II を基準に考えると、ケース I は、

より早く課税する結果となっている。

これと同じことを、次のように言い換えることもできる。ケースⅠを基準に考えると、ケースⅡは、より遅く課税がなされている。つまり、ケースⅡにおいては、ケースⅠよりも、課税繰延べが生じている、ということになる。このように、ケースⅠが所得税におけるるべき課税モデルであると考える場合、ケースⅡは、課税繰延べの生じている事案であると評価される。この文脈で「課税繰延べ」という用語を用いるとき、「ケースⅠが基準となるべき正しいモデルである」という判断が、暗黙のうちに含まれている。この点には、あらかじめ十分に注意しておかなければならない。2で後述するように、この判断の当否こそが、退職年金等積立金に対する法人税に対する評価の分かれ目になるからである。

(3) 課税繰延への対処・その1（即時課税型）

さて、ケースⅡの場合にケースⅠと比較して課税繰延べが生じていると考える時、この課税繰延べを相殺するには、2つのやり方がある。

第1は、ケースⅡの場合においても、ケースⅠと同じように、企業から年金ファンドに対する第1期の拠出時点において、従業員に所得があったものとみなしてただちに課税するやり方である。いわば、即時課税型の手法といえよう⁽³⁾。現行法上の不適格退職年金に関する課税ルール（所得税法施行令65条）も、このような取扱いをとるものである。

しかしながら、この課税方法には、現実には、いくつかの難点がある。難点その1は、企業の拠出時においては、将来に年金を受給する従業員が誰であるか、まだ決まっていないことが多いことである（受給主体の未確定）。この場合、企業の拠出分をどの従業員の所得として帰属させるかを、決めることはできない。難点その2は、同じことを従業員の側から見たものであって、企業が掛金を拠出した時点では、従業員が将来年金を受給できるかどうか、まだわからないことが多いことである（受給権の未確定）。多くの企業年金では、従業員の勤続年数が一定期間を超えた場合にはじめて、年金受給権が発

生するものとされている。そうすると、企業が従業員の将来の受給のために拠出しているとしても、ある特定の従業員が年金を受給する権利を有するかどうかは、拠出時には確定していないということになる。難点その3は、仮に受給主体および受給権が確定していたとしても、従業員に納税資金がないことである⁽⁴⁾。企業の拠出金はそのまま年金ファンドに移転し、拠出時においては従業員に流入しない。それにもかかわらず従業員個人が所得税を納付しなければならないとすると、現金収入のない時点で租税を納付しなければならないことになってしまう。

このような実際上の難点があるため、この第1の課税方法をとると、課税が大きなネックになって、企業年金の発展を阻害する。

註(3) この即時課税型の手法をとる場合、包括的所得税の下で・利子率と運用率が一致し・借入金利子控除が完全に認められるという条件の下においては、従業員の手取り額は、ケースIと全く等しくなる。

①第1期末に、企業は、年金ファンドに対して、100を拠出する。この100を、従業員の給与とみなして、従業員に対して直ちに課税する。所得税は、40となる($=100 \times 40\%$)。従業員は、借入金を用いて、この所得税を直ちに納付する。

②年金ファンドは、拠出された100を運用し、第2期末に200を従業員に給付する。この200のうち、拠出分100については、すでに課税がなされている。そこで、残りの100が、従業員の所得として計上される。ところで、従業員は第1期末の借入金を弁済しなければならないが、利子率と運用率が一致するから、弁済額は80(元本40+利息40)である。このうち利息分40は、包括的所得税の下では従業員の課税所得の算定にあたり、控除される。こうして、従業員は、60の所得に対して課税されることになる($=100 - 40$)。それゆえ、従業員の第2期末の所得税は、24となる($=60 \times 40\%$)。

③従業員の手取り額は、年金給付200から、借入金弁済額80および所得税納付額24を控除した96となる($=200 - 80 - 24$)。所得税は、第1期末に40、第2期末に24、それぞれ課されている。

④キャッシュ・フロー表。

	第1期末	第2期末
従業員	0 (=40-40)	96 (=200-80-24)
所得税	40	24

(4) 前註(3)でも、従業員は、第1期末の納税資金を、借入金によってファイナンスしている。

(4) 課税繰延への対処・その2（利子税型）

そこで、ケースIとケースIIの不均衡を相殺する第2のやり方として、ファンドの段階で特別の利子税をかけることが考えられる。これを、利子税型の手法と呼称することとしよう。退職年金等積立金に対する法人税は、まさにこのようなねらいをもつ。

この課税方法は、従業員個人に対して厳密に所得を帰属させて課税することをあきらめ、その代わりにファンドの段階で概算的な課税を行うものである。個人課税を放棄しているから、第1のやり方に付随していた上の実際上の難点を、すべて免れている。反面、集団的な概算課税であるから、ケースIIの取扱いをケースIのそれに揃えるという目的達成のためには、次善の手法でしかない。

しかも、このやり方をとると、ファンドの段階で特別の利子税を賦課することから、いくつかの技術的特徴が生ずる。特徴その1は、納付主体がファンドを預かる機関に特定されることである。年金ファンドを預かる機関は、従業員のかわりに、この利子税を代替納付することになる。特徴その2は、課税ベースの定義のしかたである。上の簡単なケースと異なり、実際の企業年金においては、年金ファンドへの拠出の中に、①企業から拠出されたものと、②従業員自身から拠出されたものの2種類が存在する。このうち、上に述べた意味において課税繰延が生じているのは、①企業から拠出された部分についてのみである⁽⁵⁾。したがって、特別の利子税の課税ベースを定義す

るにあたって、①②を区別し、①に対応する部分のみを課税対象にしなければならなくなる。特徴その3は、税率の決め方である。従業員に対する個人所得税の利息分の代替として課税することからは、給与所得の平均上積み税率に、市場利子率を乗じたものが、この特別税の税率とされることになる。利子税としての性格を貫くためには、所得税率の改正や、市場利子率の変化に応じて、この特別税の税率も変動させるのが、首尾一貫した取扱いとなる⁽⁶⁾。特徴その4は、ルールの複雑さである。集団的な概算課税であるとはいっても、以上の諸点が相まって、この利子税の制度はかなりこみいったルールを必要とする。とりわけ、長期間にわたって多くの拠出と給付が連続して行われること、その間に従業員の構成が変動すること、社内積立金や退職一時金からの移行が有りうること、などから、ますます細かい技術的ルールが必要となる。

このような特徴は、同時に、問題点でもある。しかし、課税繰延べに対する所得税法の枠内での対処として、即時課税（第1のやり方）と利子税（第2のやり方）以外の有力な選択肢は、見当たらない。そして、(3)にみたような理由で即時課税方式をとることができないとすれば、残るのはこの利子税方式しかない。そうだとすると、以上列挙した問題点は、課税繰延べを相殺するための必要悪というべきであろう。

なお、利子税型の対処方法をとる場合においても、上の第2のやり方のみが唯一の手法であるわけではない。たとえば、従業員個人が年金給付を受ける時点で、各従業員に対して個別に利子税を賦課することも、机上の可能性としては、想定することができる。しかし、ファンド段階での概算利子税以上の執行上の問題が予想されるため、実際にはあまり有望ではない。

註(5) 包括的所得税の下では、従業員個人が貯蓄にあてた部分は個人所得の算定上控除できない。そのため、第1期末における従業員の年金ファンドへの拠出は控除できず、第2期末に受給した額のうち増価額は個人所得として課税される。これは本文のケースIと全く同じ扱いであり、それゆえ課税繰延べは生じ

ていない。なお、現実の税制においては社会保険料控除が存在するため、従業員個人からの拠出についても課税繰延べの存在を観念する余地もありうる。この点については、Ⅲの註⁽⁶⁾を参照せよ。

(6) 現行法はこのようなしくみをとっていない。

(5) まとめ

以上を約言すると、退職年金等積立金に対する法人税は、企業が従業員のために年金積立金を拠出する場合、拠出時点で従業員に課税されないことを所得税の課税の繰延べとみて、その繰延べの利益を相殺するための利子税をファンドの段階で概算的に賦課するものであるということができる。

これまでの叙述に補足して、3点付言する。

第1に、包括的な個人所得税モデルの妥当範囲について。上の設例では、議論を単純化するために、単純比例税率のもとでの包括的な所得税を想定している。これに対して、現実の所得税制には、給与所得控除や生命保険料控除、公的年金等控除、累進税率、所得分類、等の要素が存在する。しかしながら、これらの要素が存在する場合でも、課税繰延べに関する上の説明の根本は変わらない。

第2に、企業に対する法人税の影響について。上の叙述から明らかなように、退職年金等積立金に対する法人税の制度趣旨は、従業員の所得税の観点だけから説明できる。この点に関連して、見方によっては、法人税との関係も潜在的には問題となりうる。というのも、現実の税制においては、企業に対する法人税が存在する。そして、企業が年金の掛金を拠出する時点で法人税上損金算入が認められるかどうかが、ひとつの論点であるからである。しかしながら、法人税において損金算入できるかどうかという点は、あくまで、法人税の課税ベースの算定にかかる問題である。この特別税の制度趣旨とは、さしあたり独立の関係にある問題であるというべきであろう⁽⁷⁾。

第3に、「利息」と「運用益」の概念について。上の設例では、もっとも単純な2期間モデルを考え、1期間の経過により資産価値が必ず2倍に増加す

るものと仮定した。そして、ケースⅠに示したように、包括的な所得税の下では、毎期ごとに増価部分に課税するのが正しい扱いである。この場合、増価部分を「利息」というか「運用益」というかは、言葉の問題にすぎない。同様にして、3期間以上にわたるモデルにおいても、課税期間ごとに増価部分を清算して課税するのが、所得税の下での首尾一貫した扱いであるということになる。なお、周知のごとく、所得税のもつこののような性質については、支出税主義の立場から「貯蓄に対する2重課税」であるという批判が存在する。

註(7) もっとも、立法当時の立案者は、この両者を関係づけて考えていたふしがある。この点については、みよ、Ⅱの註⑨を付した本文。

2 廃止論と擁護論

ところで、退職年金等積立金に対する法人税については、その存在根拠をめぐって議論が盛んになってきている。

一方で、廃止論が主張されている。論者によってその説くところはさまざまであるが、主張の時期や背景をひとまず捨象して平面的に列挙すれば、次のごとくである⁽⁸⁾。

- ・資産所得に対する所得税制が純粹な所得税モデルと純粹な支出税モデルのハイブリッドであることを前提として、廃止論を説くもの⁽⁹⁾。
- ・公的年金と同様、企業年金についても拠出時非課税・給付時課税とすべきであるとして、廃止を唱えるもの⁽¹⁰⁾。
- ・企業年金の充実を目的とする撤廃論⁽¹¹⁾。

他方で、この特別税の擁護論も、展開されている。

- ・続行を適当とするもの⁽¹²⁾。
- ・運用益の課税繰延べの課税方式として、他の長期貯蓄にもおよぼすべきであるとするもの⁽¹³⁾。
- ・物税として再構成しようとするもの⁽¹⁴⁾。

このように、退職年金等積立金に対する法人税に対しては、その導入後35年を経て、制度の基本にかかわる理解が再吟味される時期に入ったといえよう。とりわけ、日本社会の人口構成が急速に高齢化する中、年金制度および年金税制の見直しの一環として、この特別法人税に対する評価についても、本格的な再検討が必要となってきた⁽¹⁵⁾。

註(8) 年金の課税方式については、野口悠紀雄「年金に対する課税について」一橋論叢96巻1号21頁（1986）。

(9) 藤田晴「年金税制の再検討」近畿大学商経学叢36巻1号15頁（1989）。なお、藤田晴「年金と所得課税」ジュリスト757号30頁（1982）は、1980年代初頭というはやい段階から、「年金積立金の課税についても、その改廃を検討すべきであろう。」と主張している。さらにみよ、藤田晴「年金税制の改革」総合研究開発機構『長期的な税制のあり方に関する研究（第3段階報告）』41頁（1986）、藤田晴「税制改革の年金課税」日本年金学会誌8号64頁（1988）、藤田晴「企業年金税制の再検討」総合研究開発機構『長期的な税制のあり方に関する研究（第4段階報告）』28頁（1989）。

(10) 高山憲之「年金課税に関する一考察」一橋大学経済研究38巻3号269頁（1987）。この場合、特別法人税は、「非課税限度を超える拠出分の積立金に対する運用益課税の1つの形態として再構成する」ものとされている。なお、宮島洋『租税論の展開と日本の税制』306頁（1986）も、年金貯蓄に対して拠出控除と給付課税という課税方式を採用すべきであるとしている。また、宮島洋『高齢化時代の社会経済学——家族・企業・政府』174頁（1992）。

(11) 和田勝「厚生年金基金の運営の年金税制」季刊労働法別冊10『退職金・年の運営』98頁（1987）、厚生年金基金連合会「企業年金の将来像——21世紀企業年金研究会報告——」35頁（1996）。また、吉村正男「個人信託の利用と課税問題」租税法研究24号84頁（1996）によると、「企業年金にとって特別法人税はなお財政上の負担となっているため、信託協会ではその負担軽減により年金給付水準の改善に資せしめたいとの見地から年金信託に対する特別法人税の撤廃を毎年税制改正要望事項に掲げて訴えている。」という。

(12) 税制調査会「年金課税に関する専門小委員会報告」（1986）では、「企業の任意の判断により拠出額や年金給付水準を定め得る性格のものであることを考え

れば、受給時までの課税繰延べを認める場合に、その繰延べについて何らかの負担を求めてよいと考えられる。」としている。

- (13) 植松守雄「講座所得税法の諸問題第117回第1 納稅義務者・源泉徵収義務者（続116）（企業年金・特別法人税）」税經通信51巻8号37頁（1996）、吉牟田勲「年金税制改革の視点」税經通信50巻4号21頁（1995）、吉牟田勲「社会保障と税制の過去・現在・未来—年金税制を中心に—（下）」共済新報32巻3号15頁（1991）。なお、吉牟田勲「高齢化社会に適応した年金関連税制の再構築—掛金建年金と税制の関係を含めて—」税經通信52巻10号23頁（1997）では、「相当水準額までの年金積立金を非課税とする」という提案がなされている。
- (14) 中里実「金融取引に関する国際課税上の諸問題」日本租税研究協会『第48回研究大会記録』109頁（1996）。
- (15) 水野忠恒「年金と税制—私的企業年金に対する税制と社会保障制度との交錯—」金子宏編『所得課税の研究』205頁（1991）。

3 本稿の課題

このような状況をふまえ、本稿では、退職年金等積立金に対する法人税の導入期における立法史を追跡し、どのような経緯でこの特別法人税が創設されるに至ったかを明らかにしたい。この特別税の評価につき最終的にいかなる立場をとるにせよ、規範的な政策提言をおこなう前に、まずは「何が起ったか」を確認しておく必要があると考えるからである。

以下、IIで、昭和37年における退職年金等積立金に対する法人税の導入経緯をみる。IIIで、昭和40年改正における厚生年金基金制度導入との関係をあとづける。最後にIVで検討結果を総括する。この特別税は企業年金制度の重要な構成要素として構築されたものであるから、以下の叙述もおのずから、日本における企業年金制度の生成と密接にかかわることになる。

本稿は、公開された資料のみを用いており、歴史上の新発見をもくろむものではない。また、政治学の分析装置を用いた検討¹⁰⁾でもない。しかし、このようなものであっても、諸々の利害関係者の相互作用の中で、どのように課税ルールが形成されていくか、ひとつの実証例を提供する意味があろう（日

本における legal process の探究)。

註(16) たとえば、社会保障政策の転換を分析したものとして、J. C. Campbell, How policies change : the Japanese government and the aging society 1992.

II 適格退職年金税制の成立

1 昭和30年代における企業年金課税ルール整備の要望

(1) 序——3つのポイント

日本企業が退職年金を支給しはじめたのは、昭和30年代以降のことである⁽¹⁾。この誕生期において、企業年金制度が大きく育っていくためには、ひとつの重要な条件があった。税制の整備である。関係者はおしなべて、企業年金制度にとっての課税の重要性をよく認識していた。たとえば、ある年金信託商品設計者は、次のように回想している。

「研究と並行して、制度実現の地合い作りも考えねばならなかった。ところが、問題は税金である。年金に关心を示す会社があっても、基金造りの為の会社醸出金が税法上経費として認められなければ、企業としては踏み切れない。…………われわれは何としても国税当局に風穴をあけねばならぬ——こんな想いでいた時、その年〔昭和35年——引用者注〕の大蔵省人事で新たに主税局長に村山達雄氏が発令された。氏は…………その公正な大局観と肚の太いことで知られた人物だ——『この人が局長で居てくれる間に………』——私たちは熱願を秘めて新局長以下主要課長をお招きし、酒間、色気のない年金談義に情熱を傾けた。——そして昭和37年4月、待望の企業年金信託が適格年金の形で呱呱の声をあげるに至ったのである。」⁽²⁾

それでは、企業年金の課税については、当時の利害関係者にとって、どのような点が問題と感じられていたのであろうか。以下簡単に、企業年金制度

に対してさまざまなアクターがもっていた意見を比較しつつ、課税ルールに対するそれぞれの立場を概観してみよう。ポイントは3つある。一時金と年金の選択、厚生年金との調整、社内積立と社外積立の選択である。

	主要な利害関係者	争点となった度合い
一時金／年金		弱い
厚生年金との関係	日経連・総評・厚生省	強い
社内積立／社外積立	信託銀行・生保会社	強い

註(1) 金子宏教授によると、「わが国では、昭和20年代までは、従業員の退職にあたって退職一時金を支給する企業は多かったが、退職年金を支給する企業は少なかった。しかし、昭和30年代以降、退職一時金の支給に代えて、あるいはそれに加えて、退職年金を支給する企業が増加した。」(金子宏『租税法(第6版)』287頁(1997))。

(2) 小林彰「信託あの日あの頃・年金信託の生まれるまで」信託146号105頁(1986)。小林氏は、元住友信託銀行役員。なお、当時の議論の流れについて要領よくまとめたものとして、参照、財団法人日本経営史研究所編『三菱信託銀行六十年史』308頁(1988)、三菱信託銀行信託研究会『信託の法務と実務(新版)』309頁(1995)。

(2) 一時金と年金の選択

これまで一時金が主流であったところに年金制度を導入すると、従業員に対する給付のタイミングがちがってくる。年金というからには、退職一時金のように一举に支払いがなされるのではなく、長期間にわたって分割して給付がなされることになる。しかし実際には、一時金制度から年金制度への移行にあたって、このような変化自体については、労使の間において不思議なくらい争点にされなかつた。その主要な理由は、次の2つの事情がお互いに相反する関係にあったことに求められよう。

(i) 労働コストの平均化

一方で、従業員に不利な事情があった。一挙にまとめて支払いを受けるのではなく、同じ金額をあとでしか受給できないものと考えれば、一時金から年金への移行は従業員に不利にはたらくようにみえなくもない。

じっさい、日経連が退職年金に期待していたのは、退職金の年金化による労務費負担の平均化であった。日経連労務管理研究会はすでに昭和20年代後半から年金制度の研究に着手していたが、その研究成果をまとめた昭和31年刊行の書物には、「企業年金制度は退職一時金制度に比して、より計画的な生活安定を可能ならしめるものであり、他方企業経理上からも、巨額な出費による負担を分散軽減しうる等、一般に退職一時金制度の合理化方策と考えてよい。」としていた⁽³⁾。

またある回顧録によると、昭和35年頃、厚生省と日経連の間で、非公式の研究会がもたれていた。その場における日経連の狙いを分析して、厚生省のある担当者は、次のように回顧している。「当時の向こうの〔日経連〕言い分をそのまま再現しますと、結局終戦後に戦争から帰還した大量の職員を抱えた、そういう人たちが一塊になって退職をする時期がだんだん近くなっている。その退職金の支払いは大変なものであるというわけです。当時は退職金は全部一時金で払うということで、年金との選択ということは全然なかったわけですから、支払い時期が集中して、巨大な労務費がある時期に集中するのを年金化することによって、その負担を平均化したいという気持ちをもっていたわけです。」⁽⁴⁾。

(ii) 福利厚生の充実

他方で、むしろ従業員に有利とみられる事情があった。年金の形態のほうが、一時金の形態よりも、従業員の老後の生活を継続的に支えるためにはむしろ望ましいという見方も成り立つ。

日経連自身も、この点を強調していた。いわく、「特に長期勤続者に対する給付のねらいは、家族主義観念の希薄化に伴い、老後の生活安定におかれる

べきであるが、現行の一時金給付がこのような要請に応えうるか否かは甚だ疑問であるし、退職金が功労報償であるという基本的立場にたっても、旧来のおしきせ的感覚から近代的感覚に切り換える必要があると思われる。また巨額の一時金の支払は、これを非計画的に費消する傾を助長するといわれる現在、年金制度は退職一時金制度に比して、より計画的な生活安定を可能ならしめるものである」というのである⁽⁵⁾。

(iii) 追加的要因——一時金の選択権

このような2つの相反する事情があったため、年金制度への移行は、労使のいざれかの側のみに対して有利であるとも、にわかには断定しかねた。

しかも、現実に採用されることになる制度は、退職年金とはいっても退職一時金との併用ないし選択を認めることが多く、一時金支給を全く選択できない場合は稀であった。そうであれば、年金制度を導入しても、従業員は以前と同じように一括支給をうけることが可能である。おそらくこの点がだめ押しとなったのであろう、年金制度への移行は、労使の間で争点を惹起しなかったのである。

ちなみに、現在においても、多くの企業年金プランは、一時金受給の選択を可能としている。たとえば、平成5年度に適格退職年金のうち一時金選択ができないものは、全体の7.3パーセントにすぎない⁽⁶⁾。

註(3) 日本経営者団体連盟編『退職年金——その理論と方法——(労務管理研究叢書4)』126頁(1956)。なお、同書25頁および128頁は、当時の税制のもとでの年金の取扱いを分析し、企業側で退職給与引当金の適用がないことや、受給者(従業員)側で退職一時金なみの優遇措置をうけられないことを、子細に指摘している。

(4) 財団法人厚生団編集『厚生年金保険制度回顧録』153頁(1988)。引用した発言は、中野徹雄氏のもの。同氏は、昭和35年8月から37年6月にかけて、厚生省保険局厚生年金保険課課長補佐をつとめていた。

(5) 日本経営者団体連盟・前註(3)・126頁。もし仮に物価上昇に伴い年金受給額がスライド増額されることが保障されていた場合、たしかに、年金制度は従業

員の退職後の福祉にかなうといえよう。

- (6) ライフデザイン研究所『平成8年版企業年金白書』102頁(1996)。この中で、年金を一括して退職一時金の形で受け取り、住宅ローンの返済に充てるといった、今日の典型的なサラリーマンの行動が観察されることになる。

(3) 厚生年金との調整

関係者の間で深刻な意見の対立を生んだのは、むしろ、公的年金との役割分担をどうするか、という点であった。これが、いわゆる「調整年金」問題である。「調整年金」の問題とは、民間部門において企業が従業員のために積み立てる企業年金と、公的な社会保険制度の一環である厚生年金との役割分担を、どのように「調整」するかという問題である。いわば、年金制度の設計における私と公の領域画定の問題に他ならない。

この問題が大きな争点として浮上した背景には、次の事情があった。

(i) 経営者の利害

一方で、経営者の側にとっては、厚生年金への拠出金負担が増大する中、それと何らの「調整」もなしに退職金を年金化するならば、企業側にとって負担が大きくなりすぎる、という問題意識があった。たとえば、日経連の社会保障委員会は、昭和34年2月、厚生年金保険制度と退職金制度の関係を抜本的に調整合理化することが必要であるとの意見を明らかにしていた⁽⁷⁾。企業が支給している退職金は社会保障が不備であるためやむをえず企業の負担において行っているものであって、さらにそれに加えて厚生年金の引き上げ部分をかぶることになると、負担が過大になってしまうというのである。

経営者側の一般的な認識として、労働コストを抑えようとする意識がはらくのは、いつの時代でも同じであろう。しかし、当時の状況においては、このような一般的な事情に加え、高度成長期のまっただなかにおいてノドから手ができるほど事業資金が欲しい、そのためには内部留保で投資を賄うことができれば事業の展開にとってきわめてありがたい、という考慮も影響していたに違いない。

(ii) 従業員の利害

他方で、従業員の側にとっては、企業からの退職年金と、公的社会保障としての年金の両方について、相互に何らの調整もなしにあわせて支給されたほうが取り分が大きくなる。逆に、両者の調整は、老後の給付額を減らす方向にはたらきかねない。そのため、すぐあとに述べるように、昭和30年代末になると、総評をはじめとする労働組合がこの問題について強く意見を表明するようになった。

もっとも、その立ち上がりはやや遅かったようである。昭和30年代半ばの労働組合の状況について、厚生省の担当者は次のように述べている。「その頃、労働組合の幹部という人は、まだ三十代の人達が多く、年金といつてもピンとこないという点があったと思います。どちらかといえば、労働者側のほうは年金に対する感心がまだ低かった。」⁽⁸⁾。このことは、日経連がすでに昭和20年代末から年金問題の検討をはじめていたことと、対照的である。

(iii) 厚生省の問題意識

むしろ、この点について早くから問題意識をもったのは、厚生年金保険を所管する厚生省であった。

厚生省の中には、適格退職年金に対して消極的な声がみられた。企業が適格退職年金ばかりに重点をおけば、厚生年金の発展が阻害されると考えたからである。たとえば、適格退職年金導入当時の担当者は、次のように語っている。「最初に出てきたのが税制適格退職年金、これは三十七年の四月にできたのです。これは法人税法と所得税法を改正して、適格退職年金制度というのを認めるのですが、これについては我々は消極的だったわけです。何故かというと、こういうものができれば厚生年金の発展が遅れるということです。企業はそちらのほうにばかりウエイトをおいて、厚生年金の充実にはますます反対するだろうから邪魔になるということで、我々はこれに消極的な態度をとったのですが、三十七年四月にできてしまったのです。」⁽⁹⁾。

(iv) 爭点の先送り

このように、適格退職年金と厚生年金との「調整」の問題は、関係者の間

に対立の根を宿すものであった。

「調整」を行うということになると、ことは税制改正だけの問題ではすまなくなる。ある社史によると、企業年金に対する課税措置を講ずる方法として、当時、①法人税法・所得税法の改正のみに依拠する方法と、②厚生年金保険法の改正と連動させて税制上の措置を講ずる方法の2つが浮上していたところ、昭和36年夏の段階では大蔵省内部でもまだ議論がまとまっていなかったと報告されている⁽¹⁰⁾。大蔵省主税局の試案が、当面は両者の調整を行わないこととし①の方向で提示されたのは、同年9月28日のことであったといわれる⁽¹¹⁾。事態の進展を先取りしてここで述べておけば、この試案をうけた形で同年12月7日に税制調査会答申が発表され、昭和37年税制改正においては①の方式による適格退職年金が法制化されることになる。

このようにみてくると、昭和37年改正の時点では、厚生年金との調整の問題は、いったん先送りされたものとみてよいだろう。Ⅲで後述するように、この問題は、のちの昭和40年厚生年金保険法改正にあたって、本格的に火花を散らすことになる。適格退職年金の誕生は、このような火種をかかえていたのである。

註(7) 厚生省五〇年史編集委員会『厚生省五〇年史（記述編）』1417頁（1988）。

(8) 財団法人厚生団編集『厚生年金保険制度回顧録』157頁（1988）。山本正淑氏の発言。同氏は、昭和37年7月から40年6月の間厚生省保険局長をつとめた。

(9) 財団法人厚生団・前註(8)・141頁。加藤威二氏の発言。同氏は、昭和34年7月から37年7月の間厚生省保険局厚生年金保険課長。

(10) 財団法人日本経営史研究所編『三菱信託銀行六十年史』314頁（1988）。同頁によれば、昭和36年9月15日に信託銀行4社が会合をもち、同年には①の方式によって適格退職年金を発足させても次年度以降引き続き②の方式を推進することを約束した。また、厚生省もこれを了承したという。

(11) 財団法人日本経営史研究所・前註(10)・315頁。

(4) 社内積立と社外積立の選択

企業は、従業員の退職年金給付を準備するにあたって、①社内において年金原資を積み立てるか、②社外の一定の機関に対して年金積立金を外部拠出するか、このいずれかを選択することができる。適格退職年金は、このうち、②後者の社外積立方式のみを認めたものである。これに対して、退職一時金のための受け皿として伝統的に用いられてきた退職給与引当金は、①前者の内部留保方式に対応する。

(i) 労使の利害

社外積立の年金の場合、最大の問題は、企業の拠出時の課税関係にあった。第1に、年金積立金を会社の法人税上損金に算入できるか。できなければ、退職給与引当金との均衡を欠く。第2に、従業員にはいつ課税されるか。会社が拠出した時点であるとすると、社内積立の場合とくらべて、早く課税されてしまう。この2つの課税問題に整理を施すのが、適格退職年金の制度である。

しかし、この点さえ整理されれば、実は、社内か社外かの選択は、労使双方にとってそれほど大きな争点ではない。

一方で、従業員側にとってみれば、社内で積み立てようが、あるいは社外で積み立てようが、もし同じ額の給付が保障されているのであれば、どちらでもかまわない。そして、当時の旺盛な企業成長を見込んだ社内預金の高利率からすれば、社内積立方式をとったからといって、将来の年金給付がとりわけ不確実になると認識されたわけではなかった。

他方で、経営者の側にとってみても、積立について法人税法上損金算入措置がとられさえすれば、社内であるか社外であるかはさほど問題をもたらさない。この点に関する経営者側の一種の無関心は、昭和36年9月6日付けの日経連の「企業年金課税に関する要望」にもあらわれている。そこでは、税制上の措置を講ずる対象として「年金資金が退職年金引当金として企業内に積み立てられているか、或いは信託又は保険会社等に年金基金として管理されていること」としており、社内積立・社外積立の両方の形態を念頭におい

ていた⁽¹²⁾。

(ii) 金融仲介機関の利害

社内積立か社外積立かの選択に大きな利害関係を有したのは、労働組合や事業会社ではなく、むしろ信託銀行と生保会社であった。社外積立方式の下では、事業会社が外部の機関に巨額の年金積立金の運用を委ねる。そうすると、信託銀行等の金融仲介機関にとってはまさに出番到来である。これらの金融仲介機関にとって、企業年金の潜在的な市場を開拓するには、社外積立こそが都合のよい方式であった。この点を反映して、これらの業界は、社外積立方式を強力に推進しはじめる。

昭和36年7月19日の信託協会から大蔵大臣・税制調査会会长にあてた「企業年金に関する要望」においては、適格年金制度の満たすべき要件として、社外積立を原則とすべきであるとしている。さらに、「備考」として、「例えば委託者一公社、受益者一年金受給権者、受託者一信託銀行とする他受益信託を設定した場合には、本要件を充足するものとする。」と述べている⁽¹³⁾。これは、企業年金の組み立てにあたって信託銀行の参画の余地が大きいことをアピールしたものである。

生保会社も、積極的な要望を出していた。昭和36年5月23日付けの生命保険協会から大蔵大臣・主税局長・銀行局長にあてた「年金課税に関する要望について」では、信託協会のそれよりも強い調子で、社外積立方式をとるべきであるとしている。いわく、「一般に退職年金制度の租税減免措置としては、わが国の退職給与引当金制度と同様、年金の企業内積立てに対して積立金の損金扱いを認める『退職年金引当金制度』と、企業外に年金積立金の運用主体を認め、それに対する拠出金を企業の損金とするとともに、当該運用主体の運用益をも非課税とする『退職年金基金制度』の二方式がある。諸外国では、西独が前者をとり、米国、英国では後者をとっている。この両者についての適否を考察すると、長期資金の管理、運用、事務手続の繁雑度、および従業員に対する保障の確実性という点で後者、すなわち退職年金基金の設定がすぐれ、生命保険会社もこれに参画する余地を持っている。」⁽¹⁴⁾。

生保協会のいう「従業員に対する保障の確実性」とは、要するに、内部積立であれば当該事業会社が将来業績不振になった場合かつての従業員に対する年金給付が滞りがちであるのに対し、資金をいったん会社の外部に出し当該会社から独立させてしまえば安心して給付を確保することができるということである。この点は、生保・信託を問わず、社外積立方式をとることの利点として主張されていたようである。たとえば、上記信託協会の要望書の作成にあたって、三菱信託銀行が担当した原案では、要旨次のように説明されていたという。「企業年金は、社会保障の補完機能を果たすものであるから、年金受給権を企業の栄枯盛衰と関係なく確保することが必要である。このためには、年金ファンドを企業の資産から独立させて、社外積立を原則とすべきであって、退職給与引当金等内部留保の形で年金原資を保持することは企業年金の本質上望ましくない。」⁽¹⁵⁾。

(ii) 厚生省の見解

厚生省もまた、社内積立方式には反対であった。

さきに(3)で述べたように、厚生省は、厚生年金発展の阻害要因となりうる適格退職年金制度の導入には、消極的であった。しかし、仮に何らかの税制上の措置を講ずるとしても、すくなくとも社内積立方式にはすべきでないと考えたのである。この点について、厚生省の担当者は次のように証言している。「厚生省側が困ったのは、現実に100%内部留保の年金というのは、外国に例があることはあるのですね。それで行かれるとみんなそちらに移ってしまうわけです。…………そうすると厚生年金などは放ったらかしにして内部留保の企業年金は労使の利益が合致して、何しろ当時は社内預金のレートが非常に高かったですから、その社内預金のレートで原資が膨張して行くということであれば、労働組合も喜んで乗ってくるという要素もあるわけです。そういうことで、それを非常に我がほうは恐れたわけです。それはいけないので、水面下で大分やりあいまして、結果的には内部留保年金というのをつぶれたわけです。それで社外留保のものしか残らなかった。」⁽¹⁶⁾。

(iv) 社外積立方式の方向

このようなアクターの議論を反映しつつ、適格退職年金の制度設計は、徐々に社外積立方式の方向に固まっていく。

(12) 引用は、生命保険協会会報42巻2号71頁（1962）による。

(13) 引用は、生命保険協会会報42巻2号68頁（1962）による。

(14) 引用は、生命保険協会会報42巻2号64頁（1962）による。

(15) 財団法人日本経営史研究所編『三菱信託銀行六十年史』312頁（1988）。もともと、前述したように、労働組合は、この点について強い意見を表明していたわけではない。

(16) 財団法人厚生年金会編集『厚生年金保険制度回顧録』155頁（1988）。引用した発言は、中野徹雄氏のもの。

(5) まとめ——諸要望における特別法人税の不在

以上を約言すると、昭和30年代における企業年金課税ルール整備の諸要望において、最も重要な争点であったのは、厚生年金との調整の問題であった。この問題の根本的な解決が先送りされる中、適格退職年金は、さまざまの利害関係者の意見を反映し、社外に年金ファンドを独立させる方法によって構築されるに至った。

ここで1点注目しておきたいのは、諸アクターの要望事項の中に、特別法人税の導入論が含まれていなかったことである。すなわち、企業年金に関する税制整備の内容としては、①会社の外部拠出にあたって損金算入を認めるべきである、②しかもその時点では従業員に対して給与所得があったものとせず将来の受給時まで課税を繰り延べるべきである、という点が要望されていたにとどまる。これに対して、年金給付時までの課税繰延に伴う利子に相当するものとして、特別法人税が必要であるという考え方は、次にみると、大蔵省の側から提示されたものであった。これは、企業年金市場の拡大に期待をかけるアクターにとって、「予期しなかった制度提案」⁽¹⁷⁾と認識された。

註(17) 財團法人日本經營史研究所編『三菱信託銀行六十年史』316頁（1988）。

2 昭和36年12月政府税制調査会答申

(1) 序——答申の意義

そこで次に、退職年金等積立金に対する法人税の発想の直接の源流をたどることにしたい。

退職年金等積立金に対する法人税の基礎にある考え方を知るための最良の手がかりは、昭和36年12月の政府税制調査会答申である⁽¹⁸⁾。この文書は、企業年金の課税に関して、所得税主義の立場からの1つのありうべき解答を示している。と同時に、その後の時代の変遷とともに、消費税主義からの批判や社会保障制度の成熟等をうけて、再吟味を必要とする点も多く含まれている。それだけに、ここでやや詳細に、答申の内容をみておくことが適當であろう。

以下では、当時の状況に照らし合わせながら、この答申の背景と骨子を概括する。

註(18) 『昭和36年12月税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』答申別冊573頁（1961）。以下引用にあたっては「答申」と略称する。紙面の都合で、答申の全文を資料として添付することはできないが、興味のある読者は、是非とも原文に直接あたられたい。

(2) 昭和36年9月の「植松構想」

税制調査会の答申に先立って、大蔵省主税局税制整備室は、ある試案をまとめたといわれる。室長の名をとって、これを「植松構想」という。筆者はこの「植松構想」を直接手にとって確認することができなかった。そのため、間接引用になってしまうが、ある社史は、その内容につき次のように記している。

「9月28日、年金課税に関する信託、保険と大蔵省（主税局、銀行局）との

打合会の席上、植松守雄大蔵省主税局税制整備室長は、当面は厚生年金との調整を行わないことを前提とした以下のような具体的試案（植松構想）を初めて提起した。

(1) 保険数理上健全と認められた場合には、年金ファンドの企業拠出分は全額損金算入扱いとする。

(2) 元来、企業拠出分は拠出時における従業員の給与所得として課税されるべき性質のものであるが、年金制度の本質に鑑みて、年金給付時まで課税延期を認める。ただし、課税延期に伴う延滞利子は負担してもらう（特別法人税の導入）。

(3) 従業員拠出分については、社会保険料なみの扱いは認められない。ただし、年金給付時に必要経費として所得控除を行う。

(4) 従業員拠出分ならびに企業拠出分の運用益については、企業拠出分の取扱いに準じ、所得税の課税延期を認めるが、延滞利子は負担してもらう（この場合、延滞利子の負担者は受託銀行とする）。」⁽¹⁹⁾

これによると、退職年金等積立金に対する法人税の案は、12月の答申に先立つ9月末の時点で、大蔵省主税局の試案としてすでにあたためられていたことになる。

註(19) 財団法人日本経営史研究所編『三菱信託銀行六十年史』315頁（1988）。なお、植松守雄「講座所得税法の諸問題第93回第1納稅義務者・源泉徵収義務者（続92）」税経通信49巻8号27頁（1994）によると、この特別法人税は、「元来シャウプ勧告の法人税制における社内留保に対する積立金課税の制度にヒントを得たもの」であるという。

(3) 昭和36年12月7日答申「退職年金課税の整備」

昭和36年12月7日に発表された答申は、「退職年金課税の整備（法人税及び所得税関係）」の章を設けたうえで、詳細に政策論を展開した。構成は3部、「現行制度の概要」、「諸外国の制度」、「検討と結論」から成る。その結論は、

上の「植松構想」と基調を同一にする。

答申は、冒頭、退職年金制度に関して、「最近、これらの制度に対する現行退職給与引当金制度の適用その他所得税、法人税の課税と関連して、この制度をいかに取り扱うかの問題が提起され、種々の要望がなされている。」⁽²⁰⁾ときりだしている。ここにいう「種々の要望」とは、先に1で述べたさまざまの要望を指す。

この答申の内容については、その「検討と結論」の部分について、特に次の4点を指摘しておきたい。

第1に、検討の視点として、3つの視点を明示している。すなわち、①社内積立か社外積立か、②一時金か年金か、③厚生年金との関係をどう考えるか、という視点である。いわく、

「退職年金に関する税制の整備の問題については、退職年金を企業内積立てで行なう場合と企業外積立てで行なう場合とで経済一般に及ぼす影響にどんな差異があるかの判断、わが国の退職金制度そのものが現在の一時金中心の状態から将来どのように変化するかの見通し、さらには、社会保障の重要な柱としての厚生年金制度の充実の方向と今後どう調整をとつていくかの配慮など、幾多の問題と関連した複雑な関係をたえず念頭に置きつつ検討を加えた。」⁽²¹⁾

ここには、さまざまのアクターの利害関係に目配りしつつ、複眼的に政策論を展開する見方が表れている。政治的真空の中で更地からデザインを描くものでは決してない。このような多面的・現実的な見方については、一般論としては、ややもすると視点の拡散を招き、理論的な一貫性を欠く結果を惹起するおそれがないわけではない。しかし、複雑な利害を念頭におきつつも、所得税主義の帰結として特別法人税の導入を提言したところに、この答申のしたかさがある。

第2に、答申は、社内積立に対する税制上の手当てが困難であるとする。すなわち、「退職年金を現行の退職給与引当金制度を利用して企業内で積み立てる場合に支障となっている点について、現行法の枠内で措置できるかど

うか」^④の問題について、概して消極的な意見を述べている。具体的には、（あ）引当限度額の計算に当たって停年退職の要素を加味することが困難である、（い）受給資格発生以前の段階において引当てを認めることが困難である、とし、わずかに、（う）終身年金について平均余命年数を基礎として積立てを認める方法で解決することが望ましい、とするにとどまった。

この点は、適格退職年金の設計にあたり最終的に社外積立方式を採用するための論理的伏線となっている。社内積立については、退職給与引当金の枠内で考えるかぎり、税制上支障とされている点につき十分な手当てをすることができない。そこで次に、企業外拠出による退職年金制度について検討しよう、という論理の運びであった。

しかも第3に、答申は、社外積立方式の退職年金について、優遇措置を与えるものではないという。社内積立方式がうまくいかないからといって、一足飛びに社外積立方式を手ばなしでよしとするわけではなかった。その最大の理由は、厚生年金との競合関係にある。答申はこの点につき、慎重な表現で落とし所を探っている。いわく、

「〔厚生年金保険の〕現行の給付水準は、ILOの国際水準等と比較してみてもはるかに低位にあり、十分な社会保障の効果をあげているとはいがたい実情にある。もつとも、現にその給付改善についての計画も用意されつつあるが、その実現をみるにはおかなりの日時と検討とが必要であると考えられる状況であるので、この厚生年金制度の将来の充実を阻害することのないよう配慮しつつ、今日において社会保障制度の補完として近代的な保険数理に基づく外部拠出の企業年金制度を認めることは、社会の要求にも応えるところであると考えられる。この場合採用すべき税制上の措置は、年金制度普及による諸影響がまだ必ずしも十分によみとれているといえない現在において、厚生年金の発達の支障とならないようにする意味をも含めて、特別の優遇措置を講ずるという方向ではなく、企業の従業員の退職金支給に充てるための拠出金の支出とそれの運用、受給に関する課税上の取扱いを整備するという方向で考えるべきである。」^④

引用部分の表現は、厳しい利害対立を反映してか、名人の綱渡りをみるような微妙な言い回しに終始している。読み手としても、テクストの行間を透かして精読することが強いられる。答申がこのような微妙な表現をとったのは、次の事情による。つまり、適格退職年金の導入は、厚生年金保険との調整なしに、所得税法・法人税法の改正のみによって企業年金制度を走りださるものであった。これに対しては、先にみたように、大きな反対が予想された。そこで、税制上優遇措置を与えるのではなく、取扱いの整備を図るという方向を打ち出したのである。

答申のこの点は、優遇を求めていた日経連や信託協会、生保協会の要望と基本的に異なる。答申の論理は、法人税制・所得税制の枠内で取扱いを整備するということであるから、所得税主義を制度として貫徹する方向に働く。そして、この基本スタンスから、退職年金等積立金に対する法人税の必要性が導き出されるのである。

そこで第4に、答申は、退職年金を外部拠出制度を利用して行う場合の税制上の問題点につき、次の取扱いが適当であるとする。

(イ) 企業の掛金拠出時。所得税——直ちに従業員の給与所得として課税することはしない（所得税の課税は受給が確定するまで繰り延べる）。法人税——適格年金契約の要件を満たすものについては、拠出の年度において、拠出した企業の損金として控除する。

(ロ) 運用時。特別法人税を導入する。
(ハ) 従業員の年金受給時。所得税——当時の公的年金給付の扱いと同様、給与所得として課税する。

このうち、特別法人税の必要性を説いている部分は、(ロ)である。そこで用いられた「非課税のたまり」という表現は、この答申の中で、最も有名な部分である。制度理解の核心をなす部分といえよう。いわく、

「企業の掛金を損金とした場合、これに対応する部分に対する従業員の側の所得課税において調整を加える必要があると考えられるが、年金の場合、企業の拠出時において従業員の給与所得として課税するという構成を

とることが無理に感ぜられる…………。しかしながら、年金について従業員の受給時まで課税しないこととするときは、企業拠出部分及び運用益部分について非課税の『たまり』ができることとなる。この点で他の投資形態に対する課税とのバランス及び社内引当ての退職給与引当金の課税とのバランス等の点に着目すると、企業拠出部分と運用益部分についてなんらかの課税を行うべきことが結論として導びき出される。そこで、従業員の所得としての課税は、年金受給時においてすることとし、その間の繰り延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利息に相当するものを、その年金基金に対し、特別の法人税として課税することが適當と考えた。すなわち、この延滞利子に相当するものとして、基金に対し、従業員の所得に対する平均上積実効税率及び通常の利子率を基礎とし、個人所得課税の遅延利息に相応するものとして定める一定の税率で、年々課税することとすべきである。」²⁰⁾

要するに、企業の掛金拠出の時点で、従業員に対してフリンジ・ベネフィットが給付されたとみて課税することは適當でない。しかし、受給時まで全く所得税を課さないことにすると、未だ課税をうけていない資金の塊、すなわち「非課税のたまり」ができる。これは、将来において受給時に所得税が課されるまで、無税のまま増殖するのであり、他の支払形態をとった場合の所得税上の扱いと均衡を失する。だから、課税繰り延べによる利益を相殺するため延滞利子相当分の金銭賦課が必要となるというのである。この文脈から明らかなように、ここで「非課税のたまり」というのは、従業員に対して所得税が課されていないことを意味する。

このように、答申において、退職年金等積立金に対する法人税は、所得税主義の帰結として根拠づけられていた。ここで注意すべき点として、答申は、「課税繰延べ」への対処として、従業員に対する「即時課税型」の手法をとったわけではない。すなわち、企業の掛金拠出時に個人従業員に対して所得税を課す（そしてさらに年金受給権の毎年の増価分を個人所得として課税する）ことは、提言しなかった。その理由については、上の引用文で、「企業の拠出時に

おいて従業員の給与所得として課税するという構成をとることが無理に感ぜられる」と簡潔に述べている。これを敷衍すると、多くの退職年金においては、従業員は、一定年数の勤務を経るまでは受給資格がなく、そのような従業員に対してまで、経済的利益の供与があったとして課税することはできない、ということである。そこで、そのかわりに、「利子税型」の手法、つまり、個人課税の代替として集団的な形で年金ファンドに対する年々の課税を行うという手法が提言されたのであった。

註⑩ 答申・前註⑮・573頁。

㉑ 答申・前註⑮・578頁。

㉒ 答申・前註⑮・578頁。

㉓ 答申・前註⑮・580頁。

㉔ 答申・前註⑮・581頁。

(4) 昭和37年1月の大蔵省主税局税制一課の「課税要綱」

答申が発表された後、昭和36年末から37年1月にかけて、3度にわたって大蔵省主税局税制一課が「退職年金に関する課税要綱（案）」を出した。適格退職年金の具体化については、この時期に集中的に立案作業がすんだようである。この間の事情につき、筆者は格別の資料をもたない。だが、ある社史によると、この「課税要綱」の第1次案は「先の植松=税制調査会の構想とは若干異なる」ものであったけれども、その後折衝の過程で「税制第一課の構想は、しだいに後退し、事態は税制調査会答申に近い線で収拾された。」とされている^㉕。

昭和37年1月16日には、おそらく上のような折衝・協議を経て、「退職年金に関する課税要綱」の第3次案が出された。この第3次案を読むと、税制調査会答申の線にそいつつ、さらに重要な制度骨格を固めたことがわかる。すなわち、税制調査会答申では、（イ）適格退職年金の要件、（ロ）拠出した掛金の取扱い、（ハ）給付を受けた年金に対する課税、（ニ）年金基金に対する

課税の諸点につき、先に(3)に概括した線で結論が出されていた。これに沿う形で、第3次案は、より詳しく方針を宣言している。

第3次案の中で、特別法人税に関する部分は、次の通りである。

「三、退職年金積立金」

拠出掛金額（従業員の拠出した金額に係る部分を除く）と、拠出掛金額に予定利率を乗じて算出した額との合計額（ただし、支払年金額に対応するものを控除する。「退職年金積立金」という。）につき、遅延利子相当分として年一・二%の税率により年金事業法人に対し、課税を行なう。

（備考）

- (一) この課税の性格は、個人所得税の代位納付に類するものと考える。
- (二) 退職年金積立金額は毎期首の現況により計算する。
- (三) 課税の時期は、年金事業法人の事業年度末日とする。なお、保険会社は六ヶ月ごとに予定申告による納税を行なう。
- (四) この基金に対する法人税は、年金事業法人の所得の計算上は、損金に算入する。
- (五) 信託契約により行なう場合は、信託財産の運用に伴う利子所得、配当所得について所得税の源泉課税を行なわない。」^⑥

「課税要綱」のこの部分こそ、退職年金積立金に対する法人税の法案の原型といえよう。「退職年金積立金」という語は、先の税制調査会答申においては、登場していなかった。それが、ここに顔を出している。この「退職年金積立金」を課税ベースとして、いよいよ特別法人税が法案化されることになる。ちなみに、昭和37年の原始規定の段階では、この特別法人税の名称は、「退職年金積立金に対する法人税」であったのであり、現行法のごとき「退職年金等積立金に対する法人税」ではなかった。「等」が付加されたのは、昭和50年の改正により第二財形が取り込まれた以降のことである。

「課税要綱」はさらに、「年金事業法人」の名の下に、年金基金の運用にあたる主体として、保険会社と信託銀行を予定していた。引用を省いたが、「課税要綱」は、適格退職年金契約の内容として、事業主が退職年金事業を営む

保険会社または信託会社と締結したものと明示している。これをうけて、上記引用部分でも、予定申告の主体として保険会社をあげており、信託契約により適格退職年金契約を締結する場合に言及している。後者の信託契約は信託銀行の守備範囲に属する。このように、適格退職年金の事務を司る主体が、保険会社と信託銀行にしばられてきていた。

註⑤ 財団法人日本経営史研究所編『三菱信託銀行六十年史』316頁（1988）。なお、

同書によると、この「課税要綱」は、山内宏課長補佐の手になるものとされる。

⑥ 引用は、社団法人生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』211頁（1962）に採録されたものによる。

（5）まとめ

適格退職年金の制度が具体化したのは、昭和36年末から昭和37年初にかけての集中的な立案作業によるものであった。退職年金積立金に対する法人税の構想はその中で肉付けされた。その構想を語る特に重要な文書が、昭和36年12月の税制調査会答申であり、そこでは、社外積立方式の退職年金について、所得税制度の下での取扱い整備という見地から、この特別法人税が必要であるとされた。

このように、退職年金積立金に対する法人税は、大蔵省・税制調査会のサイドから提示され、具体化したものである。それは、退職年金についての諸要望に対する応答の一部を成していた。そして、この特別法人税の必要性については、会社拠出金の損金算入や従業員への課税繰り延べを認めるところはらをなす措置として根拠づけられた。こうして、この特別法人税は、誕生当初から、多くの利害関係人にとって、有利な取扱いを引き出すための一種のやむを得ざる交換条件という意味をもっていた。

3 第40国会における審議

(1) 序——審議状況

上のような議論をうけて、第40国会において、退職年金積立金に対する法人税の導入が審議された。

「法人税法の一部を改正する法律案(閣法52)」は、昭和37年2月1日に衆議院に提出された。2月7日、衆議院大蔵委員会で、天野公義大蔵政務次官から提案理由が説明される。その内容は、答申と同様である。その後、3月1日、6日、と質疑が続き、3月28日には、平岡忠次郎委員(社会党)の反対討論の後、賛成多数で可決している。法案は翌3月29日に衆議院本会議を通過し、即日参議院に回付、3月31日に参議院で可決された。この結果3月31日に公布された法律第45号によって、退職年金積立金に対する法人税が誕生した。

以下、衆議院大蔵委員会の会議録から、議論の状況をたどってみよう。

(2) 衆議院大蔵委員会での議論・3月1日

昭和37年3月1日には、かなりの時間をかけて、審議がなされた。出席委員は大きく自民党と社会党に分かれ、社会党が法案に反対していた。出席政府委員には、村山達雄大蔵省主税局長、大月高大蔵省銀行局長、原純夫国税庁長官の名がみえる。

社会党の主張は、2段構えである。第1に、厚生年金給付額の改定が先決だから企業年金の先走りは待て、そして第2に、一步譲って政府案の土俵にたったとしても、企業年金は社会保障制度の補完であるから、労働者の福祉の観点からして退職年金積立金に対して課税すべきでない、というものであった。このどちらの主張についても、結論としては、法案に反対である。しかし、第1の主張が、適格退職年金に対して税制上優遇措置を与えてはいけないとするものであるのに対し、第2の主張は退職年金積立金に対する法人税を課すべきでないとしている。この2つの主張は、そのままの形では相互に矛盾している。内容からみると、第1の主張に対して、第2の主張は、

予備的主張ないし条件付きの議論 (conditional arguments) であるというべきであろう。

この日の質疑は、午前10時38分、社会党の滝井義高委員の質問ではじまる。まず総論として、退職年金の現状、厚生年金との関係、退職給与引当金について、質問している。ここでの滝井委員の主張の背景には、適格退職年金の創設が厚生年金の発展にブレーキをかけることにならないだろうか、という危惧がある。これは、上述した社会党の第1の主張に対応する。滝井委員は、次のように述べている。

「三十九年にこれ〔厚生年金給付額〕の改定を実施しようとするならば、年金は非常な積み重ねの計算が要りますから、一年半から二年完成までにはかかる。そうすると、ちょうど今作業中です。作業が今本格的になろうとしているときです。その前に、今度は企業の内部で、こういう退職年金、私的年金を奨励するような制度が出れば、一体どういう結果に出てくるか」というと、厚生年金のほうは進まないです。」²³

これに対する村山主税局長の答弁は、適格退職年金に関する新税制が、税制の整備にすぎず、優遇措置を講ずるものではないと強調する。まず企業の積立金拠出を損金に算入する点について、次のように述べる。

「今度の制度は、税法の上から申しますと、これは別に恩典でも何でもございません。要するに掛金を出す法人の経理上損金であるか損金でないかという問題にすぎないわけでございます。従いまして、条件を縛りまして、それが最終的に企業からの支配を離れる掛金である。もっぱら従業員の将来の年金原資に充てられて、それが再び企業に還流することはないという保証がありますれば、これは当然法人税の計算上損金たるの性質を持つわけでございます。」²⁴

村山局長は、これに続けて、特別法人税について次のように説明している。

「ただ、その場合問題になりますのは、その運用掛金について非課税にいたしますと、そこに税金のかからない膨大なる資金が出るわけでございます。それは御案内のように、今日の状態から言いまして、現在この制度と

いうのは、ある程度今のところ残念ながら大企業に限られるのじゃないか。中小もあるかもしれません、比較的大企業に限られる。そこにその運用益を課税しないということは、いかにも不穏當だということで、今度ここに提案してございますように、その運用益につきましては、所得税に対する課税の留保分、遅延分といたしまして、いわば所得税の遅延利息に相当するものを単に法律技術の上で法人税という名前でとっておるというにすぎないのであります。従いまして、これはそういう意味で、税の方では優遇でも何でもないのでございまして、こういう形を持ってくれば当然損金になるというわけでございます。」⁽²⁹⁾

このやりとりは、先にみた利害対立の構造を反映している。野党社会党の側からは、新しく創設する適格退職年金のしくみと、厚生年金との関係が、問われた。これに対する政府の側の応答としては、適格退職年金に関する税制は、何ら優遇措置を与えるものではない、と答弁された。そして、その例証として、退職年金積立金に対する法人税の存在があげられている。このやりとりに特徴的なことは、所得税主義の枠内で課税繰り延べに対処するための特別税が、厚生年金との関係の力学の中で正当化されていることである。

註(27) 第四十国会衆議院大蔵委員会議録第16号 3 頁。

(28) 第四十国会衆議院大蔵委員会議録第16号 3 頁。

(29) 第四十国会衆議院大蔵委員会議録第16号 3 頁。

(3) 3月1日の議論に関する補説・法人税との関係

上に引用した村山主税局長の答弁は、退職年金積立金に対する法人税を、従業員側の所得税の遅延利息と、一応正当に位置づけてはいる。しかし、会社側の法人税における拠出金損金算入とあわせて議論している点が、興味深い。そこで、この点について若干補足する。

本稿の冒頭で略説したように、がんらい個人所得税だけの理屈からして、従業員の所得税を課税延期することに対しては、遅延利息を徴する必要があ

るはずである。このことは、積立金を拠出した会社の法人税の計算上、損金算入を認めるか否かとは、関係がない。しかしながら、この答弁では、企業側の法人税の問題があわせて議論されている。とりわけ、「比較的大企業に限られる」退職年金について「運用益を課税しないことは、いかにも不穏当」という表現からは、退職年金積立金に対する法人税が、法人税における拠出時損金算入を相殺する賦課であるかのごとき印象をうける。

このような発想は、適格退職年金契約の要件のしづらかたについて、法人における損金算入の適正化に力点が置かれているという現象⁽³⁰⁾を説明する。また、この特別税を法人税の代替と考える解釈からは、退職年金積立金に対する法人税が、各事業年度の所得に対する法人税に類した一種の運用益課税であるという見方も生じうる⁽³¹⁾。

推測になるが、上の答弁の背景には、法人税を法人独自の負担であるとみる考え方方が伏在していたのかもしれない。当時、法人税の性格については、法人税を個人所得税の前取りとする考え方が基本的には維持されつつも、前年の昭和36年改正で法人の自己資本充実のため支払配当軽課措置が導入されていた⁽³²⁾。この措置については、「法人所得の課税を総合的には認識せず、〔利子・配当・キャピタルゲインの受取段階における課税から〕それぞれ切り離して別個の独自の負担と認識」しているものと評されている⁽³³⁾。

しかしながら、この特別法人税の性格に関する基本的な考え方として、従業員に対する個人所得税の課税繰延べに対処するものととらえるべきであることは、すでに本稿の冒頭において論証した。その意味で、村山局長の答弁は、やや法人税側の問題に引きずられており、必ずしも厳密ではない。この答弁を好意的に解釈しなおすとすれば、大企業と中小企業との間の法人税のバランスを問題にしているのではなく、「大企業に勤める従業員」と「中小企業に勤める従業員」との間の所得税のバランスを問題にしている、とみるべきであろう。なお、答弁が「運用益」という用語を用いている点についても、Iで先述したように、一定の仮定の下では「遅延利息」と同じ意味に帰する。

註⁽³⁰⁾ 佐藤英明「私的年金の課税」日税研論集37号181頁。

- (31) 佐藤英明・前註⁽³⁰⁾・184頁は、「運用益に対する課税であると考える余地も生じる」としている。
- (32) 金子宏『租税法（第6版）』232頁（1997）。
- (33) 佐藤進・宮島洋『戦後税制史（第二増補版）』102頁（1990）。

（4）衆議院大蔵委員会での議論・3月1日（続き）

さて、しばらくやりとりを続けたのち、滝井委員は、各論にうつり、適格退職年金の課税について批判的な角度から質問する。これは、上述した社会党の第2の主張に対応した質疑である。具体的には、減税額がどの程度か、なぜ運営主体を保険会社と信託銀行に限定するか、1.2パーセントという税率の計算根拠は何か、税率算定の過程で用いた運用利回りの数字の根拠、従業員掛金と生命保険料控除の関係について、質問を重ねている。それぞれにつき政府委員から答弁がなされており、答弁の内容は税制調査会答申の線上にある。

以上、野党社会党は法案に反対であった。

これに対して、与党自民党は、企業年金の充実の観点から、法案を提出していた。そこで、次に質問にたった自民党の藤井勝志委員も、適格退職年金の導入に賛意を表明し、とりたてて退職年金積立金に対する法人税に関する議論を展開していない。ただ、年金業務の取扱い機関を保険会社と信託銀行に限定する理由は何か、普通金融機関にも業務をさせるべきでないかと質している。

これに対して、大月銀行局長は、信託業務は信託銀行に、本来の預金業務は普通銀行に、という制度上の棲み分けを前提とすれば、「特にこの制度に関連いたしまして、銀行に特例を設けまして扱わず積極的な理由はないのではないかと想なからうか。…………われわれといたしましては信託銀行に限定いたしまして取り扱わしたい、こういうように考えております。」⁽³⁴⁾と答えた。

註(34) 第四十国会衆議院大蔵委員会議録第16号11頁。

(5) 衆議院大蔵委員会での議論・3月6日

3月6日には、滝井委員から再度質疑がなされた。新しく社内積立方式との比較の議論がなされているものの、そこでも社会党の2段構えの立場は変わっていない。第1に、適格退職年金は厚生年金の改革を阻害するから反対であるとする。そして第2に、退職年金積立金に対する法人税にも反対とする。滝井委員は、特別法人税の税率の「千分の十二についてもせっかく大蔵省が原案をお出しになっておるんだから、それをゼロにするというわけにもいかぬだろうが、これを相当下げる余地がある弾力のあるものだという議論の中から、そういう感じを結論としては得たわけです。」⁽³⁵⁾と述べている。

註(35) 第四十国会衆議院大蔵委員会議録第18号53頁。

(6) 衆議院大蔵委員会での議論・3月28日

3月28日には、社会党の平岡委員および堀委員による質疑がなされた。堀委員は、保険会社と信託銀行の業務について質問した。そして、この日の審議の最後に、社会党を代表して、平岡委員が次のように反対意見をまとめている。

「私どもの基本的主張は厚生年金給付額の大幅改定が先決であるべきであるから、企業年金の先走りはしばらく待てということにあります。従いまして、税法上も未熟な企業年金部門は引っ込めろという立場から本法案に反対いたすのであります。一步譲りまして政府案の土俵に入つてあえて主張するとするならば、企業年金は社会保障制度の補完制度としての意味を持つべきだと考えるものであります。労働者の老後安定という労働者の福祉の観点からいうならば、課税すべきものではない、課税するとしてもできるだけ低率にすべきであります。」⁽³⁶⁾

これによって討論は終局し、すぐさま採決にうつった。小川平二委員長は

賛成者を多数と認め、法案は原案通り可決された。

註³⁶ 第四十国会衆議院大蔵委員会議録第28号21頁。

(7) ま と め

このような審議状況からは、厚生年金との関係が争点としてすでにこの時点で顕在化していたことがよくわかる。社会党の2段構えの主張は、厚生年金の拡充を求める立場からの適格退職年金への総論的反対と、適格退職年金の枠内における特別法人税への個別的反対から成っていた。この両方の方向からの挾撃に対応して、政府委員の答弁は、この改正が税制上優遇措置を与えるものではないことを強調した。

さらに法案審議が進み、社外積立方式の骨格が形をとるにつれ、年金基金の運用主体を誰にするかという点が、重要な争点とされたのであった。そこで確認されたのが、保険会社と信託銀行に限定するという点である。

(8) 生保会社と信託銀行の対応

法案審議と並行する形で、生保会社と信託銀行は、競って商品設計を急いだ。

生保会社については、昭和37年2月の生命保険協会資料「企業退職年金制度」が当時の状況の証言になる。それによると、「現在小委員会社（日本、日団、千代田、第一、安田、朝日、明治、三井、住友）において数理、約款、協約書、マーケッティング等各部門をそれぞれ分担して、銀行局ならびに主税局の意向を打診しながらモデルの設計を急いでおり、今月下旬には成案を得る見込みである。」という状態であった³⁷。

信託銀行については、昭和37年2月18日付けの日本経済新聞が、「信託ではすでに三井が年金信託企画室、三菱が年金企画部と年金信託課、安田が年金企画室、住友、東洋が年金信託部を新設、大手五社の新しい機構作りは終わった。」と報じた³⁸。

このように、生保業界と信託業界が企業年金市場のパイをめぐって熾烈に競争した。国会審議の最中である昭和37年3月13日の朝日新聞によると、「信託業界側は企業年金信託の予定配当率が企業年金保険の予定利率より多少高くなる有利性を宣伝しているが、これに対し、生保業界側では、生保会社自身が保険金支払いを保証している安全確実性を強調して巻返しに出ようとしている。」とされた⁽³⁹⁾。

註(37) 引用は、社団法人生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』213頁（1962）による。

(38) 社団法人生命保険協会・前註(37)・215頁から間接引用。

(39) 引用は、社団法人生命保険協会・前註(37)・216頁から。

4 法律の成立と施行

(1) 序——新規定の概観

このような審議をへて、退職年金積立金に対する法人税に関する規定は、法人税法の中に組み込まれた。規定の体裁としては、枝番号を駆使しつつ、昭和22年法の条文配列の中に規定をはめこんでいる。昭和40年全文改正前であるため、現行法とは番号が異なるが、新条文の骨子は次のとおりである⁽⁴⁰⁾。

まず2条2項で、退職年金業務を行う法人に対して、退職年金積立金に対する法人税を課するものとした。ここでは、退職年金業務が信託と保険だけに限られている。課税標準については、8条で、退職年金積立金が新たに加えられた。これをうけて退職年金積立金の計算について定めるのが、12条の2である。税率については、17条1項2号が、退職年金積立金の額の1000分の12としている。18条以下でも、申告に関する規定が整備された。

註(40) 新法令解説として、大山孝夫「所得税法の一部改正（企業年金及び利殖年金等の課税制度）について」税経通信17巻6号33頁（1962）、吉牟田勲「法人税関係法令（外国法人・外国税額控除を除く）の改正について」税経通信17巻6号

86頁（1962）。

（2）新税制の施行——信託銀行

新法は、昭和37年4月1日より施行された。制度発足後、信託銀行と生保会社がこぞって退職年金業務を開始する。

一方で、信託銀行については、夏には正式に業務が開始したようである。ある社史によると、「信託銀行各社は……制度創設の前から、受入れの準備を進めてきたが、制度発足後、各社の受入れ態勢も固まったため、国税庁は37年6月、当面、信託銀行1社につき1件の割で申請を受け付けることとした。これらの申請は37年8月14日付で、7月25日にさかのぼって正式に承認され、ここに本格的な年金信託業務が開始したのである。」⁴¹⁾

信託銀行による適格年金信託の受託件数は急速に伸び、昭和38年3月末には98件にのぼった⁴²⁾。同年5月からは、単一の年金信託契約を1委託者と複数の受託者の間で締結するいわゆる共同受託方式が新たに採用された。従前、大企業は複数の信託銀行と取引関係をもっており、1行とだけの年金契約を締結しにくいことが年金普及の障害となっていた。共同受託方式によりこの障害を除いた結果、受託件数が急増し、同年9月末には249件、39年3月末には486件に達した⁴³⁾。

なお、年金信託の発足にあたり、年金信託を受託した信託会社がその信託財産を自社の貸付信託や合同運用指定金銭信託等に運用できるか否かが、解釈論上問題となった。これが、二重信託の可否の問題である。このように二重信託が問題とされたのは、日本の信託法上、委託者が同時に受託者となること（信託宣言）が禁止されていることによるものであった。しかし、この点については、信託協会が四宮和夫博士に研究を委嘱し、そこでは信託法に違反することにならないとの結論が出された。大蔵省および法務省もこれを了承し、問題は氷解したといわれる⁴⁴⁾。

註④1) 安田信託銀行五十年史編集委員会『安田信託銀行五十年史』265頁（1976）。

また、三井信託銀行六〇年史編纂委員会『三井信託銀行六〇年のあゆみ』89頁(1984)。

- (42) 安田信託銀行五十年史編集委員会・前註(41)・265頁。
- (43) 安田信託銀行五十年史編集委員会・前註(41)・265頁。
- (44) 財団法人日本経営史研究所編『三菱信託銀行六十年史』319頁(1988)。

(3) 新税制の施行——生保会社

他方で、生保会社も、新法施行に伴い団体年金保険を売り出した。生命保険協会のまとめによると、「37年4月より企業年金に対する課税特別措置が実施されたことを契機とし、生命保険業界も信託業界とならんで企業年金保険をいっせいに発売し、37年度末には119件、被保険者約1万6千人、年金額10億円の契約を保有するにいたった。」⁽⁴⁵⁾

昭和37年5月、生命保険協会は、「団体年金保険について」という文書を発する。そこでは、団体年金保険の利点として、次の6点が宣伝されている⁽⁴⁶⁾。

- ・年金支払いの確実なる保証
- ・各企業の年金規定に適応できる弾力性
- ・保険料が損金算入されること
- ・従業員負担保険料について生命保険控除が適用されること
- ・正確な年金数理に基づく計算
- ・生保会社による一切の年金事務の代行

しかし、このような売り込みにもかかわらず、生保会社の新規契約は、当初、信託銀行に一步遅れをとっていた。昭和38年2月末の時点で、加入者数100人以上の企業年金について、信託銀行が54件の販売実績を誇っていたのに対し、生保会社はわずかに5件しか販売できていない。大口の契約はほとんど信託にもっていかれ、生保契約の大部分は信託との競争のない100人未満の団体との間にかわされていた⁽⁴⁷⁾。

信託との競争に敗色を感じていた生保各社の切迫感は、昭和38年3月の生命保険協会の文書「新種団体年金保険を必要とする理由」に、よくあらわれ

ている。そこでは、現行商品の問題点として、「企業年金に不十分であること」、「調整年金の引受けが不可能であること」、にならんで、「信託と比較して著しく不利であること」という表題のもとで、次の3点を指摘している。

「a 年金制度設計上の融通性において信託よりも不利である。

信託では、つねに企業の要望に副う年金制度の設計が可能であり、すべての年金規定に乗りうるが、現行商品では生保はこれが不可能な場合が多く、せっかく販売に努力を重ねても、最終的に引受けを断念せざるをえない場合が多い。

b 掛金額の算定方法に制約がある。

信託では脱退率、昇給率等を織りこんだ費用計算が可能であるが、現行の保険商品では、このような計算基礎が用いられぬため、企業側の要望する合理的な掛金額の算定ができない。

c 現行商品の仕組みの上から、信託と比較して掛金額の差が著しい。

年金制度の費用計算において脱退率を使用し、現実的な予定利率を採用している信託と比べて、保険の掛金額は著しく割高であるため、販売競争上、全く不利な状態にある。」⁽⁴⁸⁾

この最後の点が、特に問題であった。生保会社は、保険料を積み立てて運用し、年金給付を与える。一定額の給付を与えるために、予定利率が高ければ、保険料は少なくてすむ。逆に、同じ額の給付を行うためには、予定利率が低ければ、その分だけ多額の保険料を拠出させる必要がある。これに対して、顧客側の事業法人の立場はどうかといえば、もちろん、新たに退職年金契約を締結する場合、拠出金が小さければ小さいほどありがたい。掛け金の高いプランには、商品としての魅力がない。このように、予定利率の高低は、掛け金の大小に影響する重要な要素である。生保会社の予定利率が信託銀行のそれよりも低いことは、販売競争の上で、死活問題と認識される。

上のような問題点を克服するため、生命保険協会は、新種商品の検討を進める一方、信託銀行との分野調整を大蔵省に働きかけた。昭和38年5月21日付けの日本経済新聞は、①積立金の予定利回りの格差縮小、②大口契約の取

り分の調整の2点について両業界の間に合意が成った旨報じている。いわく、「大蔵省は二十日、西村信託協会会长、藤川生命保険協会会长らを招き、かねて問題になっていた企業年金をめぐる信託銀行、生命保険両業界の分野調整問題について協議した。…………両業界の申し合わせの骨子は、①現在、加入当初の積立金の予定利回りは信託年五・九%，生保年五%で、生保側がやや不利な印象を与えるので、新規交渉分については信託を年五・八%に引き下げ、生保（計算利息）を年五・五%に引き上げるとともに契約者配当で両者間の較差を調整する②従来信託は従業員三百人以上の企業とそれ未満の企業との比率を二対三として契約していたが、今後はその割合を一対一とする——などで生保側に有利な形となっている。」⁽⁴⁹⁾

このような分野調整を経た上で、生保会社は、昭和38年8月1日付けで、業界統一商品として新種の企業年金保険を発売した。この商品は、従来の団体年金保険をもとに一部修正を加えたものである。新しい点は、保険料の払い込み方法を弾力化している点、そして、上の①の申し合わせにもとづき、保険料計算基礎となる予定利回りを5・5%とした点である⁽⁵⁰⁾。新商品について記す企業年金保険事業方法書⁽⁵¹⁾の詳細さは、これにかける生保サイドの熱気を感じさせる。

以上の分野調整および新商品開発により、生保側にすべてが有利に運ぶようになったかというと、そうではない。縮小したとはいえ、信託との間の予定利回りの格差は残った。昭和38年10月18日付けの生命保険協会の説明書「企業年金の計算利率」は、この点に関する不満を次のように語っている。「企業年金の計算利率に関する現行の規制は、生保五%乃至五・五%，信託五%乃至五・八%と定められている。五%という下限は、税制上の要請として明文化されている。上限については、銀行局の行政指導の形で、生保と信託に異なった規制がなされている。このような現在の上限の規制方法は、取扱の上で不公平なばかりでなく、制度上も不合理であり、企業年金制度の適正かつ健全な運営にもマイナスの効果を持つものである。」⁽⁵²⁾

もっとも、生保会社の契約成績自体は向上した。昭和38年4月から39年3

月にかけての新契約は750件⁽⁵³⁾、39年4月から40年3月にかけてのそれは2449件⁽⁵⁴⁾となっている。

註(45) 生命保険協会『昭和三十七年度生命保険事業概要』1頁（1963）。各社別の統計として、同28頁。

(46) 生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』216頁（1975）。

(47) 生命保険協会・前註(46)・224頁。

(48) 生命保険協会・前註(46)・224頁。

(49) 引用は、生命保険協会・前註(46)・227頁に再録されたものによる。

(50) 日本生命保険相互会社企画広報部社史編纂室『日本生命百年史（下巻）』195頁（1992）。

(51) 生命保険協会・前註(46)・229頁には、朝日生命の企業年金保険事業報告書が登載されている。

(52) 生命保険協会・前註(46)・270頁。

(53) 生命保険協会『昭和三十八年度生命保険事業概要』20頁（1963）。

(54) 生命保険協会『昭和三十九年度生命保険事業概要』22頁（1963）。

（4）まとめ

適格退職年金の導入当時、企業年金市場は、飛躍的な拡大の潜在力をもつ市場であった。年金制度が長期間にわたるものである以上、金融仲介機関としては、いったん契約をとってしまえば、長期にわたって業務を行うことができる。逆にいえば、他社に契約をとられてしまえば、もはや取り返しがつかない。信託・生保の両業界が企業年金商品の販売に熱意をもって取り組んだ背後には、このような事情があった。

5 昭和40年3月法人税法全文改正

法人税法は、昭和40年度の改正によって、全文が改められた。昭和40年3月31日に公布された法律第34号が、それである。昭和40年3月改正では、退職年金等積立金に対する法人税の課税ベースの算定方法が改善された。予定

利率による仮定上の計算から、生保会社や信託銀行の経理を基礎とする実際計算に改められたのである。

改正前において、退職年金等積立金額は、大要次のように計算されていた。①制度開始以来払い込まれた掛金のうちの事業主掛金について、払い込みの時からの期間に応じて複利の方法による元利合計額を算出する（改正前の法人税法12条の2第3項1号および2号）。②支給された退職年金と退職一時金の額についても、契約開始以後の全給付額のうち事業主掛金に対応するものにつき、同様に支給の時から計算時点までの元利合計額を算出する（同3号および4号）。そして、①から②を減じたものを、退職年金等積立金額としていた（同項）。

この計算は退職年金等積立金額を予定利率により計算するものであったため、信託銀行の実際の信託財産と一致しなかった。また、生保会社の実際の責任準備金中の保険料積立金とも一致しない。さらに、このような仮定的計算を、かなり長期の契約について行うことは、煩瑣な事務を強いていた。

そこで、昭和40年3月の改正では、仮定計算を実際計算に改め、二重計算の手間を省くこととした。信託については、各契約につき、その契約にかかる信託財産の価額を基礎とし、そこから信託受益者の負担した掛金額を控除するものとされた（改正後の法人税法84条2項1号）。生保については、各契約につき、その契約にかかる責任準備金中の保険料積立金額を基礎とし、そこから保険金受取人が負担した保険料を控除する（同2号）。こうして、信託と保険のそれぞれにつき、退職年金等積立金額の算定方法が、実際計算に改められた。これは納税協力上かなりの簡素化を推進するものであった。もっとも、なおその計算方法にはこまかい点が多く残っていた。退職年金等積立金額の算定方法のこのような技術性は、現行法に至るまで尾を引いている。

この昭和40年3月改正は、実務的には重要であったが、次に述べる40年6月改正との関係では、いわば間奏曲のようなものと見ることが許されよう。

III 厚生年金基金の導入

1 厚生年金基金構想の登場

(1) 序——昭和37年改正と昭和40年6月改正の連続性

企業年金制度は、昭和40年6月の改正によって、大きく展開した。厚生年金保険法の改正によって、厚生年金の上乗せとして、新たに厚生年金基金が導入されたのである。このことは、年金税制にも、大きな影響を与えた⁽¹⁾。以下では、その経緯をたどることにする。

本論に入る前に、昭和37年改正と昭和40年6月改正の相互の関係について、一言しておく。

昭和40年6月改正は、社会保険制度主導であった。これは、昭和37年改正が税制主導であったのと異なる。すなわち、昭和37年の適格退職年金導入は、所得税法・法人税法の改正によるものであった。これに対し、昭和40年6月の厚生年金基金導入は、厚生年金保険法の改正によるものである。たしかに、厚生年金基金の導入にあたっても、課税上の取扱いは1つの重要な問題であった。けれども、国会審議において、法人税法等の改正については、厚生年金保険法の改正に伴い所要の措置を講ずるものとして法案が提出されたにとどまる。中心的な論点は、あくまで、厚生年金と企業年金との関係をどのように構築するか、ということであった。

もっとも、厚生年金基金の導入によって、企業年金制度における適格退職年金の位置づけや、退職年金積立金に対する法人税の意味は、大きく変わらざるを得なかった。後述するように、一定限度までの非課税措置により、ほとんどの厚生年金基金について、退職年金積立金に対する法人税がかからないことになったからである。

卒然とこの展開を眺めると、昭和37年に導入された適格退職年金税制および特別法人税が、昭和40年6月改正によって一步後退したようにみえなくもない。しかしながら、以下に示すように、昭和37年改正と昭和40年6月改正

は、相対立する2つの独立の事象なのではなく、相互に密接に関連する一連のできごとであった。というのも、先にⅡ1(3)でみたように、適格退職年金の制度は、その誕生の時点から、厚生年金との調整という将来の課題を背負って走りだしていた。適格退職年金税制の成立は、厚生年金との「調整」という問題を内包しつつ、しかしそれを先送りしていたのである。そうである以上、厚生年金基金の導入による制度の変容は、すでに当初から進化過程の一部としてプログラムされていたことというべきであろう。

なお、昭和40年6月の厚生年金保険法改正では、厚生年金基金の導入とならび、いわゆる「1万円年金」構想⁽²⁾の実現にむけ、厚生年金給付の増額が課題とされていた⁽³⁾。給付を増額するということは、反面、拠出が増加するということである。そこで、その拠出増加分を誰がどのように負担するかが、利害関係者の間で重要な争点とされた。この問題が、厚生年金と企業年金を「調整」すべきであるという提案の背後にある。

註(1) この点に関する基本文献として、吉牟田勲「税制からみた年金水準——旧国公水準と相当年金水準等——」共済新報33巻2号3頁、3号14頁、4号8頁(1992)。

(2) 財団法人厚生団『厚生年金保険制度回顧録』162頁(1988)によると、このキャッチフレーズは、当時の厚生省年金局長山本正淑氏の作によるものとされる。

(3) 厚生省年金局年金課・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課編『厚生年金保険法解説』41頁(1966)によると、厚生年金保険制度は、昭和17年にその前身の制度が発足したが、戦後の破局的なインフレによって、制度の機能がマヒ状態になった。経済が安定してくる中で、制度の根本的な再建が意図され、そのための改正が昭和29年に行われたものの、給付水準はなお低く抑えられていた。そこで、昭和39年が保険料率の再計算期でもあることから、厚生省としては、給付内容の大幅改善を何よりも差し迫った急務であると考えていた。そこで、昭和37年7月の機構改革により新しく年金局をおくなど、布陣を整えたうえで、改正のための作業を行っていた。

(2) 厚生年金と企業年金の「調整」をめぐる基本的な対立軸

ところで、年金制度には、公私の役割分担に関する考え方に対応して、異なるモデルがありうる。一方で、①公的年金は、社会保障制度の一環として、できるだけ多くの人に対して均等に給付を行おうとする。他方で、②私的年金は、個人ないし企業が自助努力により将来に備えて積み立てるものである。私的年金のうち企業年金についていえば、企業が従業員の福利厚生の一環として設定する。それゆえ、その給付を受ける者は当該企業に勤務した者（およびその家族）に限られ、また、勤続年数や功労に応じて給付額が異なる。このように、①公的年金が広く均等な給付を指向するのに対し、②私的な企業年金は、従業員に対して功労に応じた給付を指向する。だからこそ、企業年金は、退職金の支給形態の一つ（退職年金）と認識され、退職一時金と選択関係にたつ。

以上は整理のための模式図であり、実際の制度においては程度の差こそあれ両者が混在せざるを得ない。そのため、この公私の役割分担をどのようにミックスさせるかが、重要な課題となる。昭和30年代末、公的年金としての厚生年金の充実が政策課題とされた時期においても、私的年金としての企業年金との間でどのように役割分担すべきか（どのように「調整」するか）が問題とされた。

この課題については、労使だけでなく、各種金融仲介機関や厚生省等、多くのアクターによって議論が展開された。最も根本的な対立軸は、「調整」を行うべきか否か、という点であり、この点をめぐって労使の意見が激突した。さらに、「調整」を行うべきであるとする意見の中にも、「適用除外方式」をとるのか、それとも「代行方式」を採用すべきか、という対立があった。対立の構図をそれぞれの支持基盤に図式的に対応させるならば、次のようになる。

[厚生年金と企業年金の調整に関する意見対立の構図]

		支持基盤
①「調整」に反対		総評
「調整」に賛成	②適用除外方式を支持	日経連・生保会社・信託銀行
	③代行方式を支持	厚生省

なお、日経連・生保会社・信託銀行は、のちに③に移行した

(3) 適用除外方式の構想・その1——適格退職年金との関連において

「適用除外方式」とは、厚生年金保険法の適用を受けている事業所において、私的退職年金制度があり、その内容が厚生年金の老齢年金の報酬比例部分としての条件を満たしている時、国がその部分について厚生年金制度の適用を排除する方式である。この調整方式をとる場合、当該私的退職年金を調整年金とよび、これについては国は最終的な責任を負わない。さらに、当該私的退職年金は、信託銀行ないし生保会社に直接に積み立てる。この意味で、適用除外方式は、公的年金としての厚生年金の適用領域を縮減し、私的年金としての企業年金の適用枠を拡大するものである（下の概念図参照）。

[適用除外方式の概念図]



昭和37年4月に施行された適格退職年金税制は、基本的な発想としては、適用除外方式につながるものもっていた。厚生年金制度の外において、税制上適格とされる形で、企業が任意に積立てを行い、それを信託銀行ないし

生保会社が引き受けて運用する。このように厚生年金の枠外の存在であったがゆえに、適格退職年金は税制上の整備だけで発足することができたのである。

しかし、基本的な発想はそうであったにせよ、この適格退職年金と厚生年金との関係をどう調整するかについては、実際には問題が先送りされていた。税制調査会答申が「厚生年金制度の将来の充実を阻害することのないよう配慮しつつ」⁽⁴⁾と述べ、この問題に配慮していた点については、すでにⅡ 2 (3)で先述した。この間の事情については、ある資料が次のように消息を伝えている。いわく、「厚生省側は独自に検討を加える一方、大蔵省主税側と話合い、昭和三七年四月から施行の企業年金税制の適格要件を調整年金の適格要件と同一のものに揃えようと努力したが、時間的な理由もあって両者を揃えるには至らなかった。従って、厚生省側は、今回の税法の要件とは全く別の見地から調整年金の具体案を進めることになり、一方大蔵省主税側も今回の税制は暫定的なものに止め、調整年金の出方を待って改めて本格的な企業年金税制の完備を行なう方針を採った。」⁽⁵⁾。

このような状況において、厚生年金と企業年金の調整の方式として適用除外方式を採用したとすると、力のある企業としては、適格退職年金を設定することにより、厚生年金の報酬比例部分の保険料納付を免除されることになる。これは、当該年金プランの認可権限が、厚生省の管轄から国税庁の管轄に移行することをも意味する。歴史に if は禁物であるが、もしも昭和40年6月の厚生年金保険法の改正において適用除外方式がとられていたならば、適格退職年金は今よりもずっと大きなシェアを誇ることになっていたのではないかと想像される。なお、生命保険協会の内部資料によると、昭和38年当時、大蔵省は適用除外方式を主張していたとされる⁽⁶⁾。

註(4) 『昭和36年12月税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』答申別冊 581頁（1961）。

(5) 生命保険協会年金特別委員会「調整年金問題に関する報告」（昭和37年3月14

日付協会資料)。引用は、生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』292頁(1975)による。

(6) 生命保険協会「調整年金制度について」(昭和38年10月17日付協会資料)。引用は、生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』292頁(1975)による。

(4) 適用除外方式の構想・その2——日経連の要望

これより先、かなり早い時期から、日経連は適用除外方式を提言していた。昭和30年代前半からの活動の延長として⁽⁷⁾、昭和36年4月20日、日経連の非公式の研究機関である年金問題研究会は、「退職金制度と厚生年金制度の調整について」と題する報告をまとめていた⁽⁸⁾。これは、適格退職年金の審議が本格化する直前のことである。同年11月には、「退職金制度と厚生年金制度の調整についての試案」をまとめた。その内容は、厚生年金保険の老齢年金の報酬比例部分と同等以上の内容をもつ企業年金について、厚生年金保険から一部適用除外するというものである⁽⁹⁾。試案の題名が退職金制度に言及していることからも明らかなように、日経連の提案の背景には、退職金と社会保険の関係をどう考えるかという問題意識があった。すなわち、退職金は、社会保障が不備であるためやむを得ず企業が支給しているものであり、すでに膨大な額に達している。これに加えて、さらに厚生年金の引き上げ増額分を企業拠出によって負担すると、企業の負担が二重になる。だから、この両者の調整が合理的に行われ、企業に過大な負担を強いないような方策が採られない限り、厚生年金の引き上げには応じられない、というのである⁽¹⁰⁾。

日経連のこのような問題意識は、会社経営者の立場を代弁している。

註(7) みよ、前記II 1(3)。

(8) 財団法人日本経営史研究所『三菱信託銀行六十年史』320頁(1988)の記述による。

(9) 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史(記述編)』1417頁(1988)による。

(10) この部分については、間接引用の形になるが、生命保険協会年金特別委員会

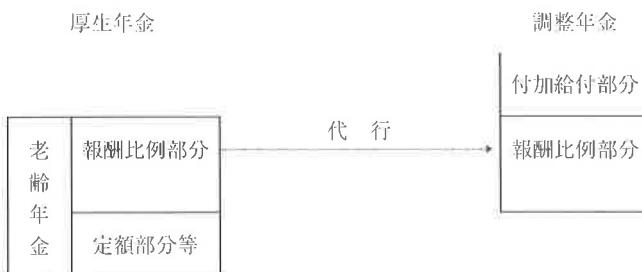
が昭和37年3月14日に理事会にあてた「調整年金問題に関する報告」の中で、「日経連の要望の概要」として紹介しているところによる。生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』279頁（1975）。

(5) 代行方式の構想・その1——なぜ「基金」を介在させるか

以上の適用除外方式に対抗する構想が、「代行方式」である。別名、厚生年金「基金」の構想ともいう。

「代行方式」の下では、厚生年金保険法の適用を受けている事業所において、事業主と従業員が、厚生年金の報酬比例部分について、国以外の機関から年金の支払いを受けることを望むとき、国は保険料の払込みを免除する。ここにいう国以外の機関としては、独立の公法人としての「基金」を想定している。基金は、報酬比例部分につき国に代わって社会保険の一部として給付・反対給付・財務等の運用を代行する。この代行部分を調整年金と呼ぶ。この代行部分については、国の事務を基金が代わりに行っているものだから、国が最終的な責任を負う。このように、代行方式は、適用除外方式と異なり、公的年金の領域を縮減することなく、国の事務を「基金」が代行する形で企業年金との調整を図るものである（下の概念図を参照）。

[代行方式の概念図]



代行方式の最大の特徴は、「基金」が年金管理機関として国の事務を代行する点にある。このように基金の存在がこの方式の核心をなすため、代行方式は、基金方式ないし基金構想とも呼称される。基金の構成については、昭和36年6月14日付けの厚生省保険局の案⁽¹¹⁾では、厚生年金保険法に基づいて設立する独立の法人とされていた。このように独立の法人として基金を設ける根拠として、厚生省は次の諸点をあげていた⁽¹²⁾。

- ・公的年金の代行として掛金の強制徴収権を付与できる。
- ・被保険者の資格・給付について諸届の提出命令の権限を付与できる。
- ・監督官庁の命令ないし代執行等公権力の行使が容易である。
- ・租税法上優遇措置をとりやすい。

ただし、基金の構成については、議論の過程で、関係者の間で異なる意見が主張されていたようである。たとえば、当時の生保協会のまとめによると、独立法人を設立する厚生省案とならんで、単に労使双方から成る年金制度の委員会をおき実質的には信託銀行・生保会社が基金となるという案も存在した⁽¹³⁾。だが、制度立案の過程で、基金の構成は厚生省案に収斂し、年金管理機関としての独立法人=基金が公的年金の事務を代行するに至る。

企業から拠出される年金積立金の流れという観点からみたとき、適用除外方式と代行方式とで最も異なる点としては、基金という中間の媒介機関をおくかどうかにある。適用除外方式においては、各企業からの積立金が、信託銀行・生保会社において直接に引き受けられる。これに対して、代行方式の下では、企業は基金という媒介機関を通じて、間接的な形で金融仲介機関に運用を委ねるのである。この場合、年金管理の事務は公法人としての基金がこれを行う。同じことを信託銀行・生保会社の観点から再言すれば、いずれの方式においても財産の最終的な運用主体は信託銀行・生保会社であるけれども、代行方式においては基金が介在するだけ信託銀行・生保会社の関与の度合いが小さいということになる。この点は、代行方式に対する信託銀行・生保会社の意見を理解する上で、重要である。

註(11) これについては、財団法人日本経営史研究所『三菱信託銀行六十年史』320頁（1988）。

(12) 間接引用であるが、財団法人日本経営史研究所・前註(11)・321頁による。

(13) 生命保険協会「調整年金制度について」（昭和38年10月17日付け協会資料）生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』292頁（1975）。

(6) 代行方式の構想・その2——厚生省内部の議論

代行方式による厚生年金基金設立の構想は、厚生省内部、それも特に厚生年金保険課における検討において、健康保険組合と同じ形をとるものとして提案されたものであったといわれる⁽¹⁴⁾。

省内部の議論につき筆者は1次資料をもたないが、ある社史は次のようにまとめている。厚生省は、昭和36年10月20日付けの資料において、代行方式にもとづく年金管理機関の独立法人を「厚生年金基金」と仮称した。さらに、昭和37年6月20日には、この構想を局議大綱として位置づけたとされる⁽¹⁵⁾。昭和37年6月というと、厚生省保険局の改組直前であり、厚生年金基金を扱う部局が保険局厚生年金保険課であった最後の時期にあたる。

しかし、厚生省内部においても、厚生年金と企業年金の調整については、当初は必ずしも意見が一致していなかった。この点は、上記社史のまとめとやや矛盾する。よりミクロには、次のような動きがあったようである。

昭和37年7月1日に、新しく厚生省年金局が発足する。新しい年金局の下での初代年金課長の証言によると、昭和37年の間は局として調整に踏み切るかどうか、まだ最終結論は出ていなかった⁽¹⁶⁾。年金課としては、調整は避けられない、また調整方式として適用除外方式はなじまない、という線で意見がまとまり、年金局数理課や大蔵省銀行局銀行課との折衝もかなりすんでいた。ところが、大臣官房企画室長から、強烈なクレームがついたという。年金課長は「内々に大臣官房のほうに当たったのですが、当時企画室長の伊部さんが反対というか慎重論者で、労働組合と同じような言い方で、『私的な年金と公的年金を調整するというのは筋違いだし、こういう制度を作ってしま

うと、将来公的年金はもう伸びなくなる。大企業は調整年金をやればいいのだから、結局、大企業と中小・零細企業との格差は拡大することになる。要するに、厚生年金は千島・樺太を取られるようなものだ。』というのです。企画室長が賛意を表さないものだから、後で上のほうに行って、……〔厚生事務次官〕も年金はよく分からぬから、難しい、難しい、とか言っておられるのだな。」⁽¹⁷⁾。

このような事情もあり、厚生省の構想がまとまったのは、早くとも昭和38年に入ってからというのが正確なところであろう。年金課長が調整年金の構想を「局長のところに上げて、局議で議論するようになったのはおそらく三十八年にはいってからですね。」⁽¹⁸⁾とされる。そして、厚生省が対外的に明確な形で代行方式の内容を示したのは、昭和38年10月30日の「厚生年金保険改正法案要綱」においてであった⁽¹⁹⁾。この要綱については、項を改めて検討する。

註(14) 中野徹雄氏の発言、財団法人厚生團『厚生年金保険制度回顧録』161頁(1988)。

(15) 以上は間接引用であり、財団法人日本経営史研究所『三菱信託銀行六十年史』321頁(1988)による。また、昭和37年3月14日付けの生保協会の資料によると、「厚生省厚生年金課では現在事務当局案を起案中で、三月下旬には省議に掛け、直ちに社会保障審議会に持込む予定であります。」と報告されている。生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』280頁(1975)。

(16) 曽根田郁夫氏の発言、財団法人厚生團・前註(14)・158頁。

(17) 曽根田郁夫氏の発言、財団法人厚生團・前註(14)・160頁。ちなみに、本文の引用に登場する伊部英男氏は、そもそも厚生年金と企業年金の調整自体に消極的であったのみならず、特別法人税の賦課にも反対であった。同193頁。伊部氏は後に、昭和40年6月から年金局長となる。

(18) 曽根田郁夫氏の発言、財団法人厚生團・前註(14)・162頁。

(19) 生命保険協会・前註(15)・299頁に全文が引用されている。

(7) まとめ

適格退職年金の導入と同時進行する形で、厚生年金と企業年金の関係をどう調整するかの問題が議論された。議論の過程では、適格退職年金に近い適用除外方式の構想に対し、厚生省の内部から、厚生年金基金を介在させる代行方式が提案された。これらの構想の対立は、直接には厚生年金保険法の改正に関する問題である。しかし、適格退職年金を含む企業年金税制のあり方、ひいては、退職年金積立金に対する法人税にとって、かなりの影響をもつ問題であった。

2 厚生年金保険改正法案の作成

(1) 序——各界の意見の対立と錯綜

厚生年金と企業年金の調整は、関係者の生身の利害にかかわる争点であっただけに、日経連や総評、信託協会、生保協会等から、さまざまな意見や要望が提示された。社会保険審議会においては、労使の意見対立が特に激しく表面化し、調整年金の問題については結局結論が出されなかった。つまり労使の意見の一本化に失敗したまま、法案作成作業が進められた。したがって、社会保険審議会の答申は、この点についての合意をあらわすものではなく、対立はそのまま国会審議まで持ち越された。これと対比するとき、先の昭和37年の適格退職年金の導入時においては、税制調査会答申が政策論上の土台を提供し、かなり重要な意味をもっていた。両者の対照には、印象深いものがある。

以下、各界の意見をおりこみつつ、政府案作成の経過を簡単に追跡する。

(2) 社会保険審議会における審議・その1

社会保険審議会の厚生年金保険部会は、厚生年金保険の改善をめざし、昭和37年末から自主的な検討を開始していた。ところが、厚生年金と企業年金の調整をめぐって、事業主側委員と被保険者側委員の間に鋭い対立があったため、この点を今後の検討課題としつつ、ひとまず中間報告として、昭和38

年8月2日、「厚生年金制度改革に関する意見」(中間報告)を出した。そこでは、調整年金の問題につき、次のように述べられている。「企業年金との調整は、今次の改正に当つての一つの問題点である。これについては、社会保障と賃金は区分すべしという原則論と、その調整の限度によって今次改善の程度が決まるとする現実論があるが、これは、問題を具体化して、さらに検討を重ねるほうが適當と考えられる。」²⁰。ここにいう「原則論」は被保険者=労働者側の主張を指し、「現実論」は事業主=使用者側の主張を意味する。

ここでの労使の意見対立は、直接の争点としては、厚生年金の給付増加に必要な費用を、被保険者と事業主の間でどのように負担するかをめぐるものであった。しかし、この点が、公的年金と私的年金との理念の相違といった原則論上の対立に拡大されたことが、対立の收拾を困難にした。この間の事情について、改正法の解説書は次のように記している。「厚生年金保険部会においては、保険料を負担する一方の当事者である事業主側は、退職一時金ないしはとくに近年広く普及をみつつある企業年金が、国に行なう公的年金制度と老後保障という機能の面で重複していることを指摘し、厚生年金の給付内容の大幅改善の前提条件として企業年金との調整を強く主張した。これに対して、他方の当事者である被保険者側は既得権としての退職一時金がこの調整措置によりなしくずしにされるおそれがあることや、労務管理として実施されている私的な企業年金と公的な厚生年金との間に調整を行なうことは筋違いであり、国が責任をもつて行なうべき社会保障の後退であるとして強く反対した。」²¹

調整年金の問題についてはこのように結論が出なかつたため、さらに研究会形式をとって、3回にわたり審議が続けられた。この厚生年金保険部会懇談会(研究会)でも、労使の意見は平行線をたどつた。厚生省のまとめによると、研究会において整理された点は、次の点にとどまつた²²。

- ・企業年金と厚生年金保険の調整とは、一定の要件を備えた企業年金(退職年金)が設けられた場合に、厚生年金保険のうち老齢年金について適用除外若しくは代行を認めることによって負担の重複を避けるものである。適

用除外方式をとるか代行方式をとるかについて、意見がまとまったわけではない。

- ・調整の対象は、老齢年金の報酬比例部分に限られる。これは、厚生年金保険のうち定額部分に所得再配分機能があるためである。
- ・調整を行うかどうかは、企業の任意である。法改正の趣旨としては、調整を行う場合に必要な制度としての受け皿を用意するにとどまるのであり、調整するかどうかは労使の協議に委ねる。
- ・調整と退職金の合理化は別問題である。

この最後の点は、次のような意味をもつ。すなわち、一方では、退職金を年金化することによって、支払いの平準化を図ること（これが「退職金の合理化」の意味であろう）も、前述した日経連の主張には含まれていた。他方で、これに対しては、厚生年金と退職金の混同であるとして、総評等から強い原則論上の反対があった。そこで、両者の対立を緩和するため、調整とはあくまでも制度上の仕組みを設けることにすぎず、企業年金が法律で定める一定の要件を備える場合に老齢年金の報酬比例部分の肩代わりを認めるだけのことだと整理されたのである。

研究会が開かれている時点においても、労使が合意に至る見通しは、あまり大きくはなかったようである。昭和38年9月14日に開催された第1回の研究会の直後、生保協会は、次のような冷徹な見通しを内部文書として残している。「研究会は………結局はアイマイな形で結論は出るに終わるものと思われる。そして結果的には厚生省に下駄をあずける形となろう。」⁽²⁰⁾果たして、研究会の結果、短期間にこの問題について検討をすることは困難であるとして、厚生省の具体案の提示を待ってさらに検討を行うものとされ、厚生年金保険部会の審議は一時中断した。

註(20) 厚生省年金局年金課・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課編『厚生年金保険法解説』46頁（1966）。

(21) 厚生省年金局年金課等・前註(20)・46頁。

- (22) 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述編）』1417頁（1988）。
- (23) 生命保険協会『昭和生命保険史料第七卷成長期』291頁（1975）。

（3）昭和38年10月30日「厚生年金保険改正法案要綱」

こうして昭和38年10月30日に厚生省から提示された原案が、「厚生年金保険改正法案要綱」である。要綱の内容は、保険給付の引き上げや、定額部分に関するスライド制の採用、国庫負担率の引き上げなど、多岐にわたる。

本稿の行論との関係で重要なのは、企業年金との調整に関する事項であり、そこでは、厚生年金保険基金（以下「基金」という）の内容が次のように示されていた²⁴⁾。基金の性格としては、厚生年金保険事業の一部を管掌する特別法人とし、事業主および被保険者をもって組織する。基金の監督権は、厚生大臣にある。なお、基金は、年金規約の規定に基づく給付の支給を目的として、信託銀行または生保会社と契約を締結しなければならない。

ただし、この段階では、税制上の措置が固められていたわけではない。税制との関係では、附則に関する事項として、「基金および連合会に関する規定を設けることにもなう所要の措置を講ずるため所得税法、法人税法等税法の一部改正を行なうこと。」とされるにとどまっていた²⁵⁾。

註(24) 生命保険協会『昭和生命保険史料第七卷成長期』301頁以下（1975）。

(25) 生命保険協会・前註(24)・304頁。

（4）要綱に対する反応・その1——労働組合

この厚生省原案に対して、総評を中心として、労働組合は反対を表明した。厚生省側の証言によると、反対の主要な根拠としては、次の2つがあったという。「公的な年金と私的な退職金の調整というのは筋違い、社会保障の後退だと言っていた。それからもう一つ言っていたのは、大企業と零細企業の格差、大企業は調整年金を作れるけれども、中小・零細企業は作れないから、これで格差が拡大するのではないか²⁶⁾。」なお、以上の2つの他にも、退職金

として一時に支給をうけるべきものが将来にわたって年金として分割給付されることが論点になりえたが、必ずしも問題とされなかつたようである⁽²⁶⁾。

これらの反対論は、社会保障制度の役割に関する原則論上のものであつた。したがつて、具体的な給付水準等に関する条件闘争とは異なり、最後まで平行線を辿る可能性を有していた。実際、後にみるように、社会保障審議会や国会審議においても、相対立する主張は融合することがなかつた。

註⁽²⁶⁾ 財団法人厚生団『厚生年金保険制度回顧録』181頁（1988）。

⁽²⁷⁾ 財団法人厚生団・前註⁽²⁶⁾・181頁。この背景については、みよ、II 1(2)。

（5）要綱に対する反応・その2——信託銀行

これよりさき、信託業界は、適用除外方式を前提とする信託型の調整年金を提案していた⁽²⁸⁾。昭和36年7月27日、三菱信託銀行は、「厚生年金制度と企業年金制度の調整に関する問題点」という私案を厚生省に提出していた。昭和37年11月14日、信託協会は、「調整年金について」と題する要望書を採択、まもなく厚生大臣に提出した。ここでも、適用除外方式にもとづく調整年金の実施が要望されている。これは、厚生省内部で、基金を介在させる代行方式が具体化していたのに対抗し、それに対する反対意見を表明する意図によるものであった。昭和37年12月、信託協会はさらに、「調整年金課税に関する要望」を大蔵大臣宛に提出した。信託業界の構想は、適格退職年金をモデルにしている。その構想によると、厚生年金保険法の適用を除外された年金積立金が、信託銀行に直接に引き受けられる。これは、企業年金の領域を拡大し、厚生省の監督におかれる厚生年金の領域を縮減させる性質をもつていた。なお、信託業界が適用除外方式を主張した背景として、生保協会の資料では、「信託業界は市銀等が調整年金にはいりこまないよう適用除外方式を主張している。」との分析もなされていた⁽²⁹⁾。

政府案が固まるにつれ、信託業界は、適用除外方式の主張から、代行方式を前提とした要望へと戦略を切り換える。先述したように、厚生省による昭

和38年10月30日の「厚生年金保険改正法案要綱」は、代行方式に基づく基金構想を具体的に示していた。この要綱をうけて、信託協会は、同年12月4日、調整年金に関する「要望事項」を文書にまとめた⁽³⁰⁾。要望事項のうち、税制に関しては、次のように述べている。

〔要望事項〕

イ、事業主拠出分掛金については、損金算入を認め、拠出時における従業員の給与所得として所得税を課さず、年金支払時に課税すること。

ロ、事業主拠出による年金原資ならびに運用収益については、適格退職年金制度における、いわゆる特別の法人税に相当する課税を行わないこと。

ハ、従業員拠出分については、所得税法上社会保険料としての取扱いを認めること。

〔理由〕

調整年金は、厚生年金の一部を実質的に代行する意味において公的年金に準ずる制度であり、老令保障制度としては、適格退職年金に比し一層高度の社会的機能を有するものである。したがって調整年金においては、適格退職年金における法人税に相当する課税を行なわないことが、当然の措置と考えられる。

また従業員の拠出分については、厚生年金における被保険者負担保険料ならびに国家公務員共済組合等における組合員負担掛金が、社会保険料として所得控除を受けている事実との均衡上からも、「厚生年金と同様の取扱いが認められるべきである。」⁽³¹⁾

註⑧ 財団法人日本経営史研究所『三菱信託銀行六十年史』322頁（1988）。

⑨ 生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』292頁（1975）。

⑩ 全文が生命保険協会・前註⑨・308頁に採録されている。

⑪ 引用は、生命保険協会・前註⑨・309頁による。

(6) 要綱に対する反応・その3——生保会社

生保業界も、当初は、代行方式に反対であった。昭和38年4月8日付けの生保協会年金委員会「調整年金に関する問題点（案）」では、「調整年金の運営に関し、生保としては基金方式に反対である。生保の考え方は、生保各社による直接引受とする。」と、厚生省案に対して明確に反対を表明していた³²⁾。昭和38年7月の生保協会常任理事会決定「調整年金に対する生保の基本的な考え方」も、「調整年金が生命保険契約による場合は………基金という形態も不要である。」と断言していた³³⁾。

この反対論は、昭和38年10月後半には、ややトーンダウンする。10月17日付けの生保協会の資料では、「生保業界としても基本的には適用除外方式が望ましいと考える。」と従来の主張を維持しつつも、「私的退職年金制度が、今後相当期間の経験を経て正常な運営が行なわれるまでの間は代行方式で発展し、その相当期間を経過後は、適用除外方式に変更することが望ましい。」と、一步柔軟な姿勢を示している³⁴⁾。

昭和38年10月30日の厚生省の「要綱」では、先に述べたように、基金が信託銀行または生保会社に運営をゆだねるものとされている。これをうけて、生保会社の要望事項も、代行方式を前提としたうえで、基金から運用を任される場合の具体的な条件、とりわけ信託銀行との同等な取扱いにしばられてくる。生保協会は、従来からの要望事項を中心に大蔵当局と意見の交換を図ったうえで、昭和38年12月4日、日経連に対して「厚生省案に対する意見（日経連への要望事項）」と題する意見書を提出した。そこでは、「今回の調整は適用除外と呼び、代行と称しても、いずれにしても社会保障の代行を行なうものであるから、その運営においても、取扱機関により差のあるべきものではない。」とされている³⁵⁾。同じ意見書は、12月19日、厚生省にも提出された³⁶⁾。なお、当時の厚生省年金局長山本正淑氏は、「生保が非常に不満だったのだよね。信託には非常に有利だが、生保が基金を扱うにはやりにくいような仕掛になっていると言って大分言われたね。」と回顧している³⁷⁾。

税制に関する要望としては、当時の生保協会調整年金研究会の内部資料

が、示唆的である。そこでは、退職年金積立金に対する法人税の非課税措置を求める一方、あわよくば同様の措置を適格退職年金にも拡大したいとの意向があらわれている。「調整年金に対する優遇措置の主要点は、保険料の社会保険料扱い、運用益の非課税、更に一步進むとすれば年金所得の分離課税であろうが、この優遇措置がただ調整の対象となる企業年金のみにとどまらず、適格企業年金全般にまでおよぼされることが望ましい。」⁽³²⁾

註(32) 生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』280頁（1975）による。

(33) 生命保険協会・前註(32)・283頁。

(34) 生命保険協会・前註(32)・292頁。

(35) 生命保険協会会報45巻1号118頁（1965）。

(36) 生命保険協会・前註(32)・310頁。

(37) 財団法人厚生団『厚生年金保険制度回顧録』180頁（1988）。

(38) 生保協会調整年金研究会資料 NO.4「調整年金と適格退職年金について（未定稿）」生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』289頁（1975）。日付が記されていないが、前後の資料の配列との関係からみて、おそらく昭和38年当時の議論と思われる。

（7）要綱に対する反応・その4——日経連

日経連も、歩み寄りの姿勢を見せはじめた。先述のように、日経連は、早い時期から適用除外方式による調整を主張していた。しかし、厚生省の要綱が代行方式を具体化するや、昭和38年12月4日付けの日経連「厚生年金と企業年金との調整構想に関する意見（案）」において、さまざまの条件をつけながらも「概ねこれを諒とするものである」と述べるに至った⁽³⁹⁾。

ただし、日経連のこの意見は、なお、適用除外方式の残影を色濃くとどめている。たとえば、基本方針として次の点を考慮すべきであるとしている。

- ・既存の税制適格年金ないし退職金が円滑に調整年金に移行しうるよう配慮すること。
- ・基金の管理に関し、一定の場合に調整年金の自己管理を認めること。

- ・行政機関による二重管理を避け、窓口を一本化すること。

これらは、退職金制度の合理化として調整年金をとらえ、調整年金ができるだけ厚生年金制度の枠組みから除外しようとする考え方の現れである。もっとも、税制については、次のように厚生年金並みの扱いを求めていた。

「税法上の取扱は、厚生年金と同様次の通りとすること。

(イ) 事業主掛金は損金とし、その拠出時に従業員の所得とせず、支給時に課税すること。

(ロ) 年金原資およびその運用収益については、一切課税しないこと。

(ハ) 従業員の掛金は所得税法上、社会保険料扱いとすること。」⁽⁴⁰⁾

註⁽³⁹⁾ 全文が、生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』310頁（1975）に収録されている。

(40) 生命保険協会・前註⁽³⁹⁾・312頁。なお、財団法人厚生団『厚生年金保険制度回顧録』204～5頁（1988）では、「結果的には総合的には日経連の意図通りではなしに、労働者に有利」な制度となったと分析している。

(8) 厚生省と大蔵省の折衝

さて、厚生省は、昭和38年10月30日「厚生年金保険改正法案要綱」を原案とし、関係省庁との意見調整に入った。

大蔵省は、給付引き上げや国庫負担等の点につき、強く難色を示した。そこで、折衝の結果、修正がなされた⁽⁴¹⁾。こうして、政府部内で、改正案要綱がまとまった。

厚生省と大蔵省の間では、これ以降昭和39年4月の第46国会への法案提出に至るまで、多くの点が議論されたようである。論点としては、厚生年金基金が公的年金の一部を代行するものであることから、国の財政投融資に対して大蔵省から厚生省に対して協力が要請された⁽⁴²⁾。またこのとき、退職年金積立金に対する法人税についても議論されたという⁽⁴³⁾。なお、この時の大蔵省の所管は、主計局（船後正道主計官）・銀行局（橋口収銀行課長）・主税局（山下

元利税制第一課長)・理財局(海堀洋平資金課長)の4局にまたがっており、対外的な折衝は吉国二郎官房文書課長が担当していた。

- 註① 厚生省年金局年金課・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課編『厚生年金保険法解説』48頁(1966)。
- ② 財団法人厚生団『厚生年金保険制度回顧録』177頁(1988)。三井信託銀行六〇年史編纂委員会『三井信託銀行六〇年のあゆみ』90頁(1984)。
- ③ 財団法人厚生団・前註②・177頁。

(9) 社会保険審議会における審議・その2

昭和39年3月4日、厚生省は、この改正案要綱を社会保険審議会に諮問した。厚生年金保険部会では、厚生年金基金制度の創設について労使の意見が折り合わず、公益・事業主・被保険者の各側の意見を併記して総会に部会長報告をすることとなった。総会は、この部会長報告をもって答申にかえ、4月14日をもって審議を終了した^⑩。

この答申において、被保険者側意見は、「企業年金との調整を前提とする経営者側の主張があつて、全会一致の答申にいたらなかつたことは誠に遺憾である。」とする。そして、「調整年金に関しては、厚年法の制度の基本に触れる問題でもあり、今後更に慎重に検討することとすること。」と述べるにとどまった。

これに対して、事業主側意見では、「厚生年金の給付内容の大巾改善と、企業年金との調整措置とは不可分の関係にあり、従って本調整措置を前提としない給付改善は認め難い。」としつつ、「本改正案要綱が両者を併せ考慮していることは適切な措置と考える。」という。厚生年金基金については、「給付ならびに事務費(基金および基金連合会)の国庫負担、税法の取扱い等は政府管掌より不利にならないような取扱いをするとともに、基金の設立要件、年金の設計等については規制が厳に亘らぬよう、弾力的な取扱いを配慮すること。」が必要としていた。

このように、両者の意見はかみあわないままであった。この点につき、公益側意見は、「企業年金との調整問題が、労使間の基本的対立点として終始したこととは、まことに遺憾であった。」としている。一方で、事業主側意見については、「調整を給付改善の前提条件とすることは、企業年金をもち得る企業だけを中心とする考え方であつて、了承し難いものがある。」他方で、被保険者側意見については、「労働組合の承認がなければ調整を行なうことはできないのに、あくまでも反対ということは理解不能というほかはない。」すなわち、公益側委員の見方としては、「原案にあらわれたところによれば、実体的には当該資金を直接政府が管理するか、あるいは政府の厳重な監督の下におくかの差に過ぎず、健康保険組合の場合と異なり、労使の負担関係や受ける給付には別にちがいはないし、政府管掌被保険者もこれによって何らの不利益を蒙るものではない。」したがって、「そういう問題がこれほどまでに争われたことは了解し難いことであつた。」とさえ記されている。

なお、社会保障審議会に対しても、昭和39年3月13日に厚生省から諮問がなされ、同年4月16日に答申が行われた。そこでも、「調整年金制度については、問題の経緯にかんがみ、慎重に取り扱う。」と記されるにとどまった。

註④ 厚生省年金局年金課・社会保険庁年金保険部厚生年金保険課編『厚生年金保険法解説』50頁（1966）。

(10) まとめ

厚生年金と企業年金との調整に関する厚生年金保険法の改正作業は、労使の意見対立を反映して、難航した。社会保障審議会においても意見が一本化されることなく、結果として、代行方式＝基金構想をとる厚生省の原案が、政府内で修正をうけながら改正案の骨子を形作った。当初は適用除外方式を主張していた信託銀行や生保会社も、政府案が固まるにつれ、代行方式を前提とした具体的要望へと主張を切り換えていった。各界の要望の中には税制に関するものも含まれていたが、社会保障審議会では課税問題について論ず

る余裕まではなかった。

3 厚生年金基金に関する課税規定の新設

(1) 国会審議における税制論議の不在

国会においても、厚生年金基金に関する課税上の取扱いについて、突っ込んだ議論がなされたわけではない。

社会保険審議会および社会保障審議会の両答申に基づき、厚生省は大蔵省と再折衝を行い、これによって政府案は再度修正された。こうして準備された厚生年金保険法の改正法案は昭和39年4月24日に閣議決定され、4月28日に第46国会に提出された。しかしながら、同国会では国際労働機関87号条約をめぐる紛糾により、実質審議を行うことなく廃案とされた。このように、昭和39年中には、厚生年金保険改正法案自体が、国会審議の入口にすらたどりつかなかった。

政府は、昭和39年12月21日、先と同一内容の改正法案を第48通常国会に再提出した。衆議院社会労働委員会において、「厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）」について審議が始まったのは、昭和40年3月中旬のことであった。昭和40年3月17日付けの会議録をみると、内閣提出法案の中に、所得税法および法人税法の一部改正に関する規定が入っている⁴⁵⁾。もっとも、この規定について委員会で論戦が戦わされた形跡は、見当たらぬ。

税制に關係した質問および答弁としては、次のように論じられているにとどまる⁴⁶⁾。4月21日、自民党の竹内黎一委員は、「一体適格年金と調整年金の關係というものはどういうぐあいに理解すべきものでしょうか。」と質問する。これに対する答弁として、政府委員の山本正淑厚生省年金局長は、適格退職年金を厚生年金基金へと誘導しようという意図が全くない点を強調する。まず両者の要件が異なることについて、次のように述べる。「この税制適格年金と今回の調整という際に、企業年金に要請する要件というものは相当異なっているわけでございまして、そういう意味におきまして、現在ある適

格年金が今回の法律改正によりまして直ちに厚生年金法による企業年金として認可申請が出てくるかどうかということは必ずしも一がいに言えないと思います。」すなわち、適格退職年金は大部分が有期年金であるのに対し、調整年金は厚生年金の代行であるから終身年金でなければならないなどの違いがある。それゆえ、「直ちに現在の税制適格年金が厚生年金法上の企業年金として切りかえられるかどうかということは、私どもは相当疑問視しているわけでございます。」

山本年金局長はさらに、両者が並立してもかまわないと明言する。「厚生年金法上の、代行する企業年金というものがあって、かつまた税制適格年金というものがあっても差しつかえないわけでございまして、税制適格年金との関係におきまして、相互にどうあらなければならないといった規制は何もないわけでございます。」また、規制がないばかりでなく、「税制適格年金を厚生年金法上の企業年金になるように指導していくといったような考え方はございません。」

上の答弁は、厚生年金基金の新設にあたり、先に走りだしていた適格退職年金がどういう影響をうけるかについて、厚生省の公式見解を示している。けれども、質問が一般的であったこともあり、課税ルールの根拠について突っ込んだ説明がされたわけではなかった。たとえば、厚生年金基金に関する税制上の取扱いと、適格退職年金に関する課税ルールとを具体的に比較し、それぞれの根拠を示す、という答弁を引き出すまでには至らなかった。

野党社会党委員の質問も、税制論議にまで踏み込んでいない。そもそも社会党の立脚点は原則的反対論であり、厚生年金と企業年金の調整自体を疑問視していた。たとえば、昭和40年4月27日、社会党は、内閣提出法案に対抗する独自の改正法案につき、提案理由の説明を行った¹⁴⁷。この社会党案には、政府案と異なり、調整年金制度の諸規定がない。その理由を敷衍して、社会党の八木一男委員は次のように論じている。

「政府案にございます民間企業年金との調整制度は、所得保障制度の根幹をなすべき厚生年金保険の半分に当たる標準報酬比例部分を民間の管理

に移し、所得保障の将来を大きく誤るものであります。この制度の実現によって、将来ばく大な金額に達する厚生年金保険積み立て金の約半額が信託会社または生命保険会社を通じ間接に事業主、資本家の事業資金として利用されることになります。………この調整制度を実現をいたしますと、事業主は事業資金借り受けの利益を得るため企業年金の創設に異常な関心を示すことになり、その結果、現在労働者の具体的に必要としている退職一時金制度が圧迫される結果を招来し、さらに全額使用主負担である退職一時金が労使負担をたてまえとする企業年金に代替されることになって、労働者の負担増加という結果を招来することが憂えられております。また、企業年金制度が労働者の権利を抑圧する労務管理の目的のため悪用されるおそれがあり、さらに年金給付の格差が増大し、年金保障拡大への意思が分断され、厚生年金全体の発展が阻害され、さらに将来の大きな課題である公的年金制度の一元化がますます困難になるのであります。」⁽⁴⁸⁾

このように、社会党は、入口のところで厚生年金と企業年金の調整に反対していた。そうである以上、厚生年金基金に関する課税上の取扱いについて突っ込んだ質問をしなかったのも、議論の順序としては自然な成り行きであったともいえる。

政府案は、さらに審議を経たのち、昭和40年5月7日に修正可決された⁽⁴⁹⁾。同日、修正法案は衆議院本会議を通過、直ちに参議院に送付された。参議院においては、厚生年金基金制度の施行期日が問題とされ、国会最終日の6月1日に「政令で定める日から施行する」と再修正された⁽⁵⁰⁾。同日、修正法法案は直ちに衆議院に回送、同日に成立・公布された。これにより、退職年金積立金に対する法人税に関する法人税法の条文の中に、厚生年金基金に関する規定が挿入されたのであった。

註(45) 第48回国会衆議院社会労働委員会議録第7号24頁（1965）。

(46) 以下は、第48回国会衆議院社会労働委員会議録第21号16頁（1965）による。

(47) 第48回国会衆議院社会労働委員会議録第24号1頁（1965）。

(48) 同・前註⁽⁴⁷⁾・7頁。

(49) 第48回国会衆議院社会労働委員会議録第27号22頁（1965）。

(50) 第48回国会参議院社会労働委員会議録第23号2頁（1965）。

(2) 退職年金積立金に対する法人税に関する政府案の作成——生保協会の要望を鏡として

このように国会で表立って議論されたわけではなかったものの、厚生年金基金に関する課税ルールについて、政府案の作成段階でさまざまな角度から具体案が練られていたことに疑いはない。

この時期の厚生省と大蔵省の折衝の具体的な内容について、筆者の手元には十分な資料がない。しかし、政府案の作成時期と並行して、外部からも要望がなされていた。たとえば、第48国会の審議入り直前、昭和39年11月5日付で、生保協会はかなり具体的な案を資料として残している⁽⁵¹⁾。そこでは、次の事項が要望されていた。

- ・事業主掛金の損金算入。
 - ・従業員掛金に対する社会保険料控除の適用。ただし、従業員掛金が国家公務員共済組合の給付水準に相当する掛金をこえる場合には、そのこえた部分については社会保険料控除の適用を認められなくてもやむを得ない。
 - ・事業主の負担する掛金については、事業主拠出時においては従業員に対する給与所得課税を行わず、実際の年金支払時に課税する。
 - ・基金および連合会は非課税法人とする。
 - ・所得税法上「年金所得」を創設し、一定額の特別控除を認める。また、一定率の源泉分離課税とする。
 - ・退職給与引当金ないし適格退職年金から調整年金に移行する場合に課税所得が生じないよう所定の措置を講ずる。
- 同資料では、さらに、生保会社に対する課税についても、要望事項が記されている。そのまま引用すると、次の通り。

「調整年金の年金積立金の運用収益については、生保会社の課税所得の

計算上、益金不算入とすること。同様に年金積立金の運用にともなうキャピタルゲインについても、非課税とすること。ただし、年金積立金のうち、国家公務員共済組合の給付水準に相当する年金積立金をこえる部分の運用収益およびキャピタルゲインについては、課税することも止むを得ないが、適格退職年金におけるような特別の法人税の課税は行わないものとすること。」⁽⁵¹⁾

引用した文章の「ただし」以下の部分では、生保会社自体にかかる通常の法人税と、適格退職年金について設けられた特別法人税とが区別されていないため、必ずしもその真意を図りがたい。けれども、この引用文は、「国家公務員共済組合の給付水準」を基準として非課税限度を語っている。ここからは、いわゆる国公水準——その意味は後述する——を基準とする非課税限度の具体案が、すでに政府側から生保協会に対しても提示されていたことが強く示唆される。

註(51) 昭和39年11月5日付けの生保協会資料「厚生年金基金等に対する税制について」生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』318頁（1975）。

(52) 引用は、生命保険協会・前註(51)・318頁による。

(3) 退職年金積立金に対する法人税の改正——国公水準までの積立金非課税・その1

改正の結果、法人税法84条は、厚生年金基金契約に関する規定を包含することとなった。具体的には、1項で、信託銀行や生保会社の行う退職年金業務の中に、適格退職年金契約とならんで、厚生年金基金契約に関するものを明記した。そして、2項において、課税ベースたる退職年金積立金額の計算につき、厚生年金基金契約に関する定めをおいたのである。これを信託業務についていえば、次の通り。

「第84条2項1号ロ

各厚生年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約

に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものをお控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」

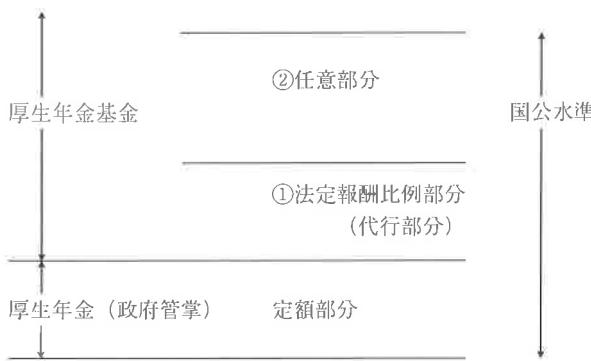
引用条文において最も注意すべきは、いわゆる国公水準の金額までは課税ベースに含めないとしている点である。生命保険の業務についても、同様の規定がおかれた（法人税法84条2項2号ロ）。この点は、一見すれば、単なる技術的な計算規定にすぎない。しかしながら、国公水準までの部分について特別法人税を課税しない点にこそ、代行方式をとった厚生年金基金制度の性格がよく現れている。そしてまた、この点こそが、厚生年金基金と適格退職年金を分かつ、重要なポイントである。

いかなる理由で以上のような計算方法をとったかについては、当時大蔵省で立案を担当していた吉牟田教授が、次のように解説している。いわく、「厚生年金保険の老令年金の積立金については、特別の法人税の課税は従来から行なわれていない。これは、いわゆる公的年金については、それが国の社会保障政策の一つとして行なわれていること、相当の範囲で強制適用とされていること、定額部分など所得再分配機能をもつてることなどを考慮した取扱いだと考えられる。そこで、今回の厚生年金基金の行なう年金業務について考えると、①法定報酬比例部分の給付は、いわば国の公的年金すなわち強制部分の代行部分であり、②それをこえる部分は任意部分である。したがつて、①の部分は、従来通り、その年金積立金に対する課税を行なう必要はないと考えられる。しかし、②の部分は、現行の適格退職年金とほぼ同じ性格であり、特別の法人税を課してもよいと考えられる。だが、この②の部分も、代行部分と一緒に厚生省の監督を受けること、老令年金として給付要件等の制約を受けることなどを考えると必ずしも、適格退職年金と全く同一と考えることも必要でない。このような点を、所得税の社会保険料控除を認める範囲をどこまでとするかと併せ検討した結果、この中間的性格の部分につい

て、公的年金としての最高と考えられる国家公務員共済組合の給付水準に相当する部分の積立金までは、公的年金に準ずる取扱いとし、これをこえる部分は適格退職年金なみの取扱いとして、1.2%の税率による法人税を課税することとしたものである。」⁽⁵³⁾

この解説をふまえ、引用部分に対応させた概念図を描くと、次の通りである。

[厚生年金基金の業務と国公水準に関する概念図]



つまり、厚生年金基金の行う年金業務につき、①公的年金を代行する部分については、積立金を非課税とする。そして、②それを超える部分については、適格退職年金と同様課税してもよいけれども、厚生省の監督等の点を勘案し、国公水準までは非課税としたというのである。当時、国家公務員が共済組合から受ける年金給付は、最高水準にあった。この高い国公水準を非課税限度としたため、実際には、ほとんどの厚生年金基金について退職年金積立金に対する法人税が課せられることになった。これが、適格退職年金との不均衡のはじまりである。

(4) 退職年金積立金に対する法人税の改正——国公水準までの積立金非課

税・その2

以上の解説を参考にしつつ、若干のコメントを付しておこう。

この課税ベース除外措置の性格については、2つの見方がありうる。第1は、租税優遇措置とする見方であり、第2は、所得税の内在的な構造からして必要な措置とする見方である。

一方で、優遇措置とみる考え方によれば、厚生年金基金への掛金拠出といえども、適格退職年金と同様、企業が拠出した原資が運用され、のちに従業員に対して給付される限度で、やはりフリンジ・ベネフィットにあたる。とすれば、その掛金を直ちに従業員に課税せず、給付時にのみ課税する場合には、従業員の給与所得について課税繰延が生じており、その部分については特別法人税を課すべきである。したがって、非課税限度額を設けるのは、優遇措置に他ならない、ということになる。もちろん、この考え方の下でも、厚生年金基金制度の円滑な発展のために、社会保障政策の観点から租税優遇措置を講ずることは、十分可能である。それによると、企業年金においても、国家公務員水準の給付をさせるための誘導措置として、非課税措置を設けたという説明になる。なお、この考え方には、厚生年金基金が積立方式で運営されていることを前提としている。

他方で、公的年金の代行という性格を重視すると、一定限度までの積立金について特別法人税を課さないとする取扱いが導かれやすい。このような所得税内在的説明として、企業にとって公的年金の拠出金は給与の一部ではなく公課の一項であるという根拠づけがなされる。たとえば、権威ある体系書は、次のように述べている（ただし現行法に関する記述である）。「厚生年金保険法に基づき企業が政府管掌保険に納付する保険料は、公課の一項と理解されており、また厚生年金基金に納付する掛金も、公務員水準の年金給付をするのに必要な範囲までの金額は公課の一項であると理解されている。したがって、これらの保険料および掛金は、事業主から保険人受取人たる従業員への給与とは考えられておらず、企業の納付する掛金のうち公務員水準の年金給

付をするのに必要な金額をこえる部分のみが、従業員の給与所得として課税繰延の問題を生ずる。」⁽⁵⁴⁾この説明は、代行方式のロジックから自然に導出されるものである。先に引用した吉牟田解説も、概念図の①の部分については、おそらくこのような理解を前提としているものと思われる。

しかし、仮に一定限度で非課税とするとしても、どれまでの範囲を公課に準ずるものとして課税ベースから除外するかについては、異論の余地がある。代行方式をとるからといって、国公水準という高い金額までを国の事務の代行として委ねたということには、必ずしもならないからである。

この点につき、上の概念図の①の部分（法定報酬比例掛金にかかる部分）だけにとどめず、②に対応する部分（任意報酬比例掛金にかかる部分）までも課税ベースから除外した理由は、先の吉牟田解説によると、次の3点である。

- ・代行部分と一緒に厚生省の監督を受ける。
- ・老齢年金として給付要件等の制約を受ける。
- ・所得税の社会保険料控除を認める範囲との兼ね合い。

このうち、はじめの2点は、要するに、①と②の両方を一括して公的年金の延長とみなす、ということである。事実、別の論文では、この非課税規定の趣旨として、次のように記されている。「厚生年金基金の年金給付は、厚生年金保険の年金給付のうちの報酬比例分が代行給付として含まれており、全体として公的年金の延長と考えられる。(当時は、一律に厚生年金保険の給付増加を行うのが望ましいが、事業主、従業員の掛金負担能力を考慮し、できるところを基金制度で行わせるとも説明された。)」⁽⁵⁵⁾。ここには、②の部分は公的年金の延長である・公的年金については特別法人税を課税してはならない・ゆえに②の部分についても特別法人税の課税ベースから除外する、という3段論法が内在している。このような論理が登場する背景として、厚生省内部におけるこの特別法人税に対する強い反対論⁽⁵⁶⁾があったことは、想像に難くない。

最後の社会保険料控除との兼ね合いというのは、大蔵省主税局側にとって、かなり重要なポイントとされていた。すなわち、「国公水準が実は主税局では、社会保険料控除の実質的限度として検討、決定された」⁽⁵⁷⁾といわれる。

というのも、改正条文では、所得税の社会保険料控除については、厚生年金基金に係る従業員負担掛金は全額社会保険料控除を認めることを規定しており⁵³⁾、基金が勝手に充実した給付を約束しはじめたら、社会保険料控除が青天井になってしまう可能性があった。そこで、これに歯止めをかけるため、昭和39年11月28日、厚生省年金局長と大蔵省主税局長との間で、次の覚書が交換された。「厚生年金基金の設立の認可又はその規約の変更の認可にあたっては、従業員の掛金及び徴収金は、国家公務員共済組合の給付水準に相当する金額以下の場合に限り認可するよう運用すること。」⁵⁴⁾

こうして、②に対応する部分については、退職年金積立金に対する法人税において非課税とされただけでなく、従業員の所得税における社会保険料控除の限度額とされることになった⁵⁵⁾。

⁵³⁾ 吉牟田勲「厚生年金保険法の一部改正による退職年金積立金に対する法人税の改正」税経通信20巻9号94頁（1965）。

⁵⁴⁾ 金子宏『租税法（第6版）』289頁注1（1997）。本文の引用において、金子教授が「理解されている」と、やや距離をおいた表現をされているそのニュアンスに注意しておきたい。

⁵⁵⁾ 吉牟田勲「税制からみた年金水準——旧国公基準と相当年金水準等——」共済新報33巻2号3頁（1992）。

⁵⁶⁾ 財団法人厚生団編『厚生年金保険制度回顧録』193頁、199頁（1988）。

⁵⁷⁾ 吉牟田・前註⁵⁵⁾・4頁。

⁵⁸⁾ 吉牟田・前註⁵³⁾・95頁。

⁵⁹⁾ 吉牟田・前註⁵⁵⁾・3頁。

⁶⁰⁾ なお、従業員掛金にかかる社会保険料控除の問題がいかに大きなものと認識されていたかは、改正当時の次の叙述からもうかがうことができる。「国家公務員共済組合水準以下の部分については、従業員掛金の社会保険料控除が認められるので、適格年金と同列に考えると従業員にも利子税を課してよいのであるが、これは別の観点から控除することとされているのである。」（吉牟田・前註⁵³⁾・95頁）。退職年金積立金に対する法人税の本来の趣旨は、事業主の拠出についてのみ当てはまるはずのものである。ところが、この叙述では、従業員掛

金についても、拠出時において社会保険料控除の適用がある場合には、拠出時の減収をとりもどすべく、課税を試みる余地があると記されている。それが、引用文にいう「利子税を課してよい」ということの意味である。この見解は、社会保険料控除の適用を、所得税体系からの逸脱ないし特別措置とみることを前提としている。

(5) まとめ——退職年金積立金に対する法人税の変質

昭和40年6月改正は、退職年金等積立金に対する法人税の性質を考えるうえで、かなり重要なものであった。国公水準を超える年金を支給する例が少ないので、厚生年金基金の場合、ほとんどこの特別法人税が課されない。これが、所得税の論理からして内在的に必要な措置であるか、それとも、社会保障政策を反映した租税優遇措置であるかについては、評価が分かれる。しかし、はっきりいえることとして、この改正により、厚生年金基金と適格退職年金の間の調整については、厚生年金基金に対して有利な形で決着がついた。そして、厚生年金基金の多くは大企業が厚生年金の上乗せとして設けるものであったため、適格退職年金との間の取扱いの不均衡が、その後問題とされることになる。

4 厚生年金基金の設立

(1) 厚生年金基金制度の実施

厚生年金基金制度が実施されたのは、昭和40年6月の法律改正から1年以上のことであった。

このように実施が遅れたのは、参議院において調整年金について反対があり、修正により施行日を政令で定めることとされたためである。昭和40年6月10日日経連年金委員会における厚生省年金課長の説明によると、この修正に関しても、野党と与党の間に解釈の相違があった⁽⁶¹⁾。野党は、審議会等においてさらに検討を重ね、その結果によって実施を考えるものと解していた。つまり野党は、厚生年金基金の制度そのものを再度審議し、場合によっては

法律を再改正し調整年金を取り除くことも念頭においていた。これに対して、与党は、すでに調整年金の制度は既に決定したものとし、1年以内の実施を予定して、運用上の問題につき検討を進めるものと解していた。

実際には、与党の方針により、政令の作成作業が進んだようである⁽⁶¹⁾。社会保険審議会厚生年金保険部会は、昭和40年9月22日から通算20回にわたり審議を続けた。審議事項は、設立人員規模・年金給付のプラスアルファ水準・掛金労使負担割合・基金の財投協力等、実施上の具体的な内容であった。1年越しの審議のうえ、同審議会は昭和41年9月10日、答申を提出した。これをうけて、昭和41年9月27日、「厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布された。同日、厚生事務次官から各都道府県知事あてに、「厚生年金基金制度の施行について」と題する通達が発せられている⁽⁶²⁾。本格的に政令が作成されたのは、答申が出てから後であったため、厚生省の担当者は「ものすごい忙しさだった」と回想している⁽⁶³⁾。

このようにして、昭和41年10月1日、厚生年金基金制度が発足した。

なお、政令の作成段階においては、基金認可方針⁽⁶⁴⁾や、調整年金勘定の区分経理⁽⁶⁵⁾をめぐって、生保会社がかなり具体的な検討を加えていた。

註(61) 引用は、生命保険協会『昭和生命保険史料第七巻成長期』325頁（1975）による。

(62) 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述編）』1419頁（1988）。

(63) 全文が生命保険協会・前註(61)・331頁に掲載されている。

(64) 財団法人厚生団編『厚生年金保険制度回顧録』199頁（1988）。

(65) 厚生省案が加入人員を1000人以上としていたことに対して、生保協会は再考を要求していた。生命保険協会・前註(61)・319頁。

(66) 生保協会は資産分離専門委員会を組織して、税制に関する専門的な検討を加えていた。そこで議論は、生保会社の法人税課税一般にも関連し、興味深い。生命保険協会・前註(61)・326頁。また、同323頁。

(2) 厚生年金基金の設立

制度発足とともに、申請が押し寄せた。第1次分として、101件の基金設立認可予備審査申請書が厚生省に提出された^{⑥7)}。第1号認可は、11月末に、87基金に与えられた。厚生省の担当者は、認可の決裁をもらいに行くために、「決裁書類の山をかかえて手押し車で厚生省の廊下を運んだ」とされる^{⑥8)}。結局、昭和41年度には、141基金（加入者数50万人）が設立された。厚生年金基金は、昭和40年代に急激に増加し、昭和50年度末には929基金（加入者数534万人）を数えるに至った^{⑥9)}。

先に述べたように、厚生年金基金の運用は、適格退職年金と同様、信託銀行と生保会社が行うこととされていた。そこで、これらの受託機関が一般企業を先導して、厚生年金基金の設立を促した。ただし、加入人員の関係から、厚生年金基金については、信託銀行が優勢であった^{⑦0)}。厚生省の担当者によると、生保会社は当初、給付スライドへの懸念から厚生年金基金の販売に慎重であったともいわれる^{⑦1)}。

註⑥7) 安田信託銀行五十年史編集委員会『安田信託銀行五十年史』333頁（1976）。

⑥8) 財団法人厚生団編『厚生年金保険制度回顧録』200頁（1988）。

⑥9) 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述編）』1420頁（1988）。

⑦0) 『日本生命百年史（下巻）』198頁（1992）。

⑦1) 財団法人厚生団・前註⑥8)・201頁。

(3) 適格退職年金との競争関係

こうして、厚生年金基金は、企業年金制度の重要な一部となった。その後、厚生年金基金の資産額は、適格退職年金のそれを追い抜き、さらに拡大する。これは、厚生年金基金が、主に大企業の年金計画の受け皿として利用されたからである。

以上述べてきた経緯により、税制面でも、厚生年金基金については、退職年金積立金に対する法人税から実質的にみてほとんど非課税とされ、従業員

拠出掛金にかかる社会保険料が控除される。このような税制面での取扱いは、適格退職年金と比べて、厚生年金基金に対して有利な後押しとなった。

なお、その後の適格退職年金と厚生年金基金の規模に関する比較表を、以下に示しておく^④。

[適格退職年金と厚生年金基金の規模に関する比較表]

	加入者数(万人)	資産額(億円)
1977年 適格退職年金 (昭52) 厚生年金基金	491 544	16,328 25,357
1985年 適格退職年金 (昭60) 厚生年金基金	756 706	71,876 123,381
1994年 適格退職年金 (平6) 厚生年金基金	1,075 1,205	169,606 384,261

註④ ライフデザイン研究所『平成8年版企業年金白書』(1996)の100頁および107頁から、数字を抜き出して転載した。

(4) まとめ

昭和37年に税制主導でスタートした企業年金制度は、昭和40年代以降、適格退職年金と厚生年金基金との二本立てで発展することになった。昭和40年6月の厚生年金基金導入は、昭和37年当時に先送りされた問題の仕切りなおしという意味をもっていたのである。ここに、一見技術的にみえるこの改正が、退職年金積立金に対する法人税ないし企業年金税制全体にとって、きわめて重要な影響を及ぼす理由があった。

5 補説・昭和40年代以降の変遷

以上で、本稿が課題とした時期の立法史の検討を終わる。

ところで、次節において検討結果を総括する前に、補説として、その後の変遷について略述しておくのが便宜であろう。昭和37年から40年にかけての

制度形成期以降、退職年金等積立金に対する法人税の最も基本的な制度枠組みは、同一性を保っているとみてよい。この中で、特にここで指摘しておくべき改正点は、次の3点である⁽⁷³⁾。

第1に、退職年金等積立金に対する法人税の課税対象の中に、さまざまなプランが取り込まれていった。すなわち、昭和41年6月改正の時点では、適格退職年金と厚生年金基金の2つのみが対象とされていた。その後、次のが順次加わるのに伴って、納税義務者として銀行・信用金庫・労働金庫・農協・証券会社等が登場した。「退職年金等積立金に対する法人税」という「等」付きの名称が登場するのも、この事情による。

- ・勤労者財産形成給付金契約を追加（昭和50年）。
- ・勤労者財産形成基金給付契約を追加（昭和53年）。
- ・適格退職年金契約に生命共済契約を追加（昭和57年）。
- ・勤労者財産形成給付金契約および勤労者財産形成基金給付契約に損害保険契約を追加（昭和62年）。

第2に、厚生年金基金に関する非課税水準の基準が、改訂された（昭和63年）。これは、厚生年金保険法の改正に伴う措置である。これまで国公水準をとっていたところ、これ以降、厚生年金保険法132条にいう努力目標給付水準を非課税限度額の基準とすることとされた⁽⁷⁴⁾。

第3に、適格退職年金に関する特例措置が導入された（平成5年）⁽⁷⁵⁾。それまで、厚生年金基金には非課税限度額が設けられていたのに対して、適格退職年金については退職年金等積立金に対する法人税がそのまま課せられていた。この不均衡は、ながい間問題とされつづけてきた。このような声をうけて、この改正により、「特例適格退職年金契約」について、厚生年金基金の場合に準じた非課税枠を設けることとされたのである（租税特別措置法68条の5）。この改正を、適格退職年金税制に風穴をあけるものとみるかどうかは、論者の評価のしかたによる。しかし、規定の上では、特例措置と位置づけられている。

なお、税率については、昭和43年に再計算された結果、1.2パーセントから

1パーセントに引き下げられている⁽⁷⁰⁾。しかし、それ以降は、市場利子率の変動や、給与所得者の税率変動にかかわらず、変更がなされていない。この点は、立法の不作為というべきであろう。

このようにして、退職年金等積立金に対する法人税については、その基本的なコンセプトが昭和40年代初頭に固まつたまま、その後、一方では他のプランをとりこんで拡大しつつ、他方では厚生年金基金とのバランス論の追撃をうけてきた。こうして、現在の再検討の時期を迎えているのである。

註(3) その他の改正点を含め詳しくは、吉牟田勲「社会保障と税制の過去・現在・未来——年金税制を中心について」共済新報32巻1号30頁、2号6頁、3号2頁(1991)、および、DHC コンメンタール法人税法83条(沿革)を参照されたい。

(4) この点については、船後正道「特別法人税をめぐる現状」企業年金1985年11月号14頁。

(5) 大野新二「租税特別措置法(法人税関係の準備金、その他の特別措置関係)の改正」『平成5年版改正税法のすべて』217頁(1993)。

(6) 古市勇「法人税法の一部改正について」税経通信23巻7号107頁(1968)。

IV 総括と展望

1 知見の総括

おわりに、以上の検討から判明する点を、総括する。

最も重要な点は、退職年金等積立金に対する法人税の導入過程が、多くの利害関係者の相互作用としてとらえることができる、という点である。この関係でとりわけ顕在化したのは、企業年金と厚生年金との調整をめぐる意見対立であり、労使・政党・省庁・金融業界のそれぞれのレベルで、複雑な網引きがみられた。この観点からは、昭和37年における適格退職年金および特別法人税の創設は、厚生年金との調整問題を先送りしていたものにすぎな

い。はやくもその3年後、昭和40年6月には、厚生年金基金が導入された。この時、厚生年金基金は公的年金の代行であるという認識から、騰揚な非課税措置が特別法人税に施された。こうして、適格退職年金よりも厚生年金基金に対して有利な形で、2本立ての企業年金税制が定着するに至ったのである。

このことを、若干敷衍する。

第1に、退職年金等積立金に対する法人税の提案は、昭和36年後半、大蔵省サイドから提示されたものであった。提案の骨子は、いわゆる不適格年金にかかる従業員段階での所得税の扱いを基準とし、その代替として特別の利子税を年金積立金段階で課すというものであった。これは、所得税主義には忠実な提案であったが、企業年金に対する税制上の優遇措置を求めていた多くの利害関係人にとっては、予期せぬものであった。

第2に、社会党等の反対にかかわらず、昭和37年の適格退職年金の導入時においては、退職年金等積立金に対する法人税が創設された。創設に至る力学のひとつとして、厚生年金との調整問題が控えていた。大蔵省および税制調査会は、「厚生年金制度の発達に支障をきたさないためには、適格退職年金に税制上優遇措置を与えてはならず、したがって税制上の取扱いの整備という方針をとるべきである」という理屈をたてた。このように税制上の取扱いの整備という方針から、所得税の論理に忠実な利子税という提案が導かれる。

第3に、この理屈には、重要な限定が付されていた。「厚生年金制度の発達」という政策目的が、それである。このため、企業年金と厚生年金との調整が真正面から問題とされた昭和40年改正においては、もはや「税制上の取扱いの整備=特別法人税の賦課」という理屈は、通用しなかった。こうして、厚生年金基金の扱いについては、国公水準までの非課税限度額が設けられ、退職年金等積立金に対する法人税は、ほとんどどの基金に対しても課されないことになる。

このように、昭和37年から40年にかけての経緯は、特別法人税の単なる課

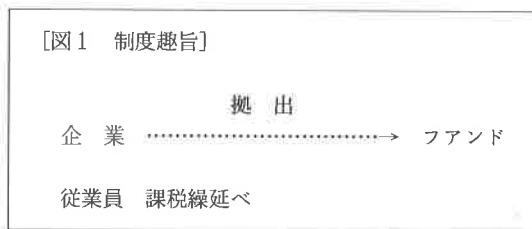
税ベース浸食物語という以上の複雑な構造を有している。特別法人税の変容過程に、企業年金制度（の展開を支持する者）と所得税主義（を貫徹しようとする者）の間のインターラクションが、如実に反映しているのである。

なお、以上に一言付言する。退職年金等積立金に対する法人税の導入過程は、厚生年金制度との間の動的な物語であるのみならず、信託銀行や生保会社の利害を反映した生々しい過程でもあった。主要な利害対立軸は、社内積立方式／社外積立方式（みよ、Ⅱ1(4)）、適用除外方式／代行方式（みよ、Ⅲ1(2)）、そしてもちろん業界間の競争条件であった。

2 制度趣旨に関する理解

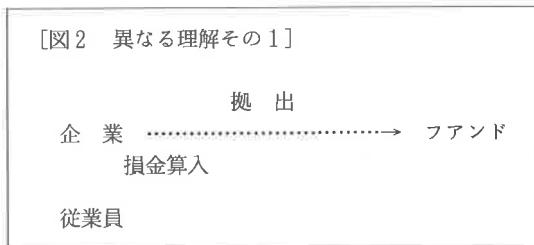
退職年金等積立金に対する法人税の制度趣旨については、次のようにまとめることができる。

税制調査会答申に示されたもともとの制度趣旨としては、従業員に対する所得税の課税繰延べ（「非課税のたまり」）を相殺するための利子税として、この特別法人税が提案されていた（図1）。これが、最も正統的な制度理解であり、その後現在に至るまで踏襲されている。

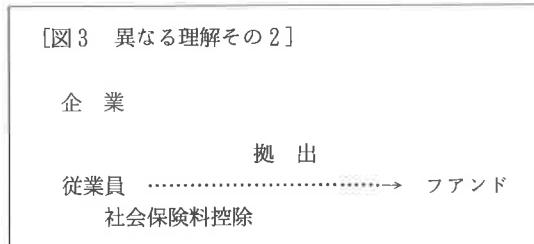


ただし、ときおり、これとは異なる理解が示唆されることもあった。異なる理解その1は、特別法人税を、企業側における法人税の損金算入の利益を相殺する賦課であるとするものである（図2）。この理解は、国会答弁でも示唆されていたところである（みよ、Ⅱ3(3)）。しかし、法人税側で損金算入をするか否かにかかわらず、企業の掛金拠出にあたって従業員に課税しなければ、不適格退職年金の場合と比較して、課税繰延べが生じている。損金算入

の可否は、法人企業における費用性の問題であって、この特別法人税の制度趣旨とは別個の問題であるというべきであろう。



異なる理解その2は、特別法人税の可能性として、従業員に対する社会保険料控除の利益を相殺する金銭賦課とすることも可能であるという見方である(図3)。この見方は、厚生年金基金の掛金の従業員拠出分に関して、可能性として示唆されていたものである(みよ、Ⅲ3(4))。現行法は、企業からの拠出分に対応する積立金についてのみ課税ベースとしているから、この見方は成り立たない。



このように、以上の2つの異なる理解は、現行制度の説明としては、適当でない。この特別法人税は、ファンドの段階で概算的かつ代替的に課されるものであるため、「何に対する代替か」という点において、あいまいさを残す。そのため、以上のような異説が生じたのではないかと想像する。もっとも、現行制度の理解としては以上のようにいうとしても、別の観点からは、上のような異なる理解には、立法論上のさまざまな応用可能性が秘められているとみることができる。

3 研究上の控えめな見通し

以上、退職年金等積立金に対する法人税の導入期における立法史を追跡した。本稿では、この特別法人税の改革に関する規範的提言をなすことは、意識的にこれを避けた。次の研究段階では、所得税主義と「課税繰延べ」の関係・社会保障制度の成熟・人口構成の変動等をふまえ、年金税制・繰延報酬(deferred compensation)税制・金融資産税制の中で整合性のとれた提言を行うことが課題となる。

いかなる提言を行うにしても、その現実化は、本稿で垣間見たような諸々のアクターの相互作用の中で徐々におこなっていくしかない。法ルールの形成は、けっして抽象的なモデルの機械的適用のみには解消されない。このことが、本稿で一番いいたかったことである。

〔略年表〕

昭和36年

- ・ 9月28日 大蔵省税制整備室、「植松構想」を提示。
- ・ 12月 7日 税制調査会、「退職年金課税の整備」を答申。

昭和37年

- ・ 1月16日 大蔵省、「退職年金に関する課税要綱（第3次案）」を提示。
- ・ 2月 1日 政府、「法人税の一部を改正する法律案」を衆議院に提出。
- ・ 3月31日 参議院可決（「退職年金積立金に対する法人税」の誕生）。
- ・ 4月 1日 改正法を施行。
- ・ 7月 1日 厚生省年金局の発足。

昭和38年

- ・ 8月 2日 社会保険審議会、「厚生年金制度改革に関する意見」（中間報告）を公表。
- ・ 10月30日 厚生省、「厚生年金保険改正法案要綱」を提示。

昭和39年

- ・ 4月14日 社会保険審議会厚生年金保険部会、審議終了。

- ・4月24日 厚生年金保険改正法案を閣議決定。
- ・12月21日 政府、「厚生年金保険法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出。
昭和40年
- ・6月1日 改正法の成立、公布（法人税法に厚生年金基金に関する規定を挿入）。
- 昭和41年
- ・10月1日 厚生年金基金制度の発足。

年 金 税 制

日税研論集 第37号 (1997)

平成9年5月31日 発行

編 者 財団 法人 日本税務研究センター

発行者 平田 公敏

東京都港区芝浦3-15-9
島倉恒産ビル2F

発行所 財団 法人 日本税務研究センター
電話 東京(3453)7211

訂 正

増井良啓「退職年金等積立金の課税」日税研論集37号201頁(1997)の203頁下から4行目に誤りがありましたので、次のように訂正します。

誤 ケースⅡのほうが、第1期末に所得税が課税されていない分だけ、従業員に有利である。

正 ケースⅡのほうが、第2期末に所得税24が課税されていない分だけ、従業員に有利である。